

平成 2 5 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

平成 2 6 年 6 月

目 次

I 総論	1	6 緊急の事態への対処	12
II 平成25年度における委員会の取組	1	（1）緊急事態への対処	
1 委員会の運営全般	1	（2）緊急事態への対処体制の整備	
（1）委員会会合の開催		（3）緊急時対応訓練の実施	
（2）企画等専門調査会の開催		7 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	13
（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催		8 国際協調の推進	13
（4）委員会と専門調査会の連携の確保		（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
（5）リスク管理機関との連携の確保		（2）海外の研究者等の招へい	
（6）事務局体制の整備		（3）海外の食品安全機関等との定期会合の開催	
（7）委員会設立10周年記念事業の実施		（4）海外への情報発信	
2 食品健康影響評価の実施	3	III 平成25年度における委員会の運営状況の総括	14
（1）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施		（参考資料）	
（2）評価ガイドライン等の策定		参考1 食品健康影響評価の審議状況	16
（3）「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施		参考2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	17
3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	7	参考3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況	28
（1）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査		参考4 平成25年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況	38
（2）食品安全モニターからの報告		参考5 外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について	58
4 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	8	参考6 海外研究者等の招へいによる国際シンポジウムの開催	59
（1）食品健康影響評価技術研究の推進		参考7 海外の食品安全機関との定期会合の開催	60
（2）食品の安全性の確保に関する調査の推進		（平成25年度食品安全委員会運営計画の別紙）	61
5 リスクコミュニケーションの促進	9		
（1）食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報の消費者等に対する積極的な提供			
（2）マスメディア、消費者団体等の関係者との連携の充実・強化			
（3）食品健康影響評価等に関する意見交換会、相談等の実施			
（4）リスクコミュニケーションに係る関係府省及び地方公共団体との連携			
（5）食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施と教育の推進			

I 総論 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、平成２５年度食品安全委員会運営計画（平成２５年３月１１日食品安全委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２３条第１項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。 特に、ＢＳＥ対策の見直し（我が国の検査対象月齢の引き上げ）、食品中のリステリア・モノサイトゲネス、食品中のヒ素及びオクラトキシンＡの評価を取りまとめたほか、添加物、農薬、動物用医薬品などの食品健康影響評価を着実に実施するとともに、委員会委員による連続講座の実施、委員会英文電子ジャーナルの発刊、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（食品安全委員会Facebookページ）の活用等、国内外に向けて新たな情報発信の取組を行った。 また、７月には、委員会設立１０周年記念事業として、海外の国際機関、歴代の委員会委員等を招いた「国際共同シンポジウム」を開催した。	平成２５年度食品安全委員会運営計画 （平成２５年３月１１日食品安全委員会決定） 第１ 平成２６年度における委員会の運営の重点事項 （１）事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、平成２５年７月、設立１０周年を迎える。引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第３条から第６条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び同法第２章に定める施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成１６年１月１６日閣議決定）を踏まえ、同法第２３条第１項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、今後の１０年を見据え、委員会の業務改善を進めていく。 （２）重点事項 ① 食品健康影響評価の着実な実施 効率的な情報収集、計画的な調査審議、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。 ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 食品健康影響評価と科学的知見に基づく食品の安全確保に関する国民の一層の理解の促進のため、対象者に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。 ③ 調査・研究の重点化 過去に実施した事業の効果を検証しつつ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して、調査・研究事業を実施する。 ④ 緊急時対応の強化 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。
II 平成２５年度における委員会の取組 1 委員会の運営全般	第２ 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催 平成25年度は、41回の委員会会合を、原則として毎週月曜日14時から公開で開催した。なお、臨時会合の開催はなかった。	(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。
(2) 企画等専門調査会の開催 6月20日の第7回会合では、平成24年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、これを了承した。また、平成25年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行った。その他、平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。 11月28日の第8回会合では、10月の専門委員改選を受け、座長の選出等が行われた。また、平成25年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び平成25年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。 平成26年1月31日の第9回会合では、平成25年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、「自ら評価」案件候補として位置づけられたものはないが、「麻痺性貝毒」について、ファクトシート作成案件候補として委員会に報告することを決定した。その他の案件候補のうち、「ノロウイルス」については情報収集及び積極的な情報提供を、「サプリメント」については積極的な情報収集及び情報提供を行うこととなった。また、平成26年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、これを了承した。さらに、平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告が行われるとともに、平成26年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。その他、リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について事務局から報告が行われた。	(2) 企画等専門調査会の開催 平成25年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。
(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 平成25年度は、添加物専門調査会(12回)、農薬専門調査会(52回)、動物用医薬品専門調査会(12回)、器具・容器包装専門調査会(5回)、化学物質・汚染物質専門調査会(9回)、微生物・ウイルス専門調査会(9回(肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ)8回を含む。))、プリオン専門調査会(6回)、かび毒・自然毒等専門調査会(8回)、遺伝子組換え食品等専門調査会(12回)、新開発食品専門調査会(7回)、肥料・飼料等専門調査会(17回(肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ)8回を含む。))をそれぞれ開催した。(注 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。) 平成25年度、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成21年10月8日食品安全委員会決定)に基づき、43件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。 添加物専門調査会においては、7月に、生殖発生毒性の専門家である器具・容器包装専門調査会等の専門委員1名が参加して「アルミノケイ酸ナトリウム」などの調査審議を行った。農薬専門調査会幹事会においては、平成26年3月に、添加物専門調査会の専門委員1名が参加して「チアベンダゾール」の調査審議を行った。遺伝子組換え食品等専門調査会においては、5月に栄養の専門家である新開発食品専門調査会の専門委員1名、12月に2回開催した時は、外部の参考人をそれぞれ2名及び1名、平成26年2月に外部の参考人1名、3月に栄養の専門家である新開発食品専門調査会の専門委員1名、がそれぞれ参加して調査審議を行った。肥料・飼料等専門調査会においては、7月に、遺伝毒性の専門家である動物用医薬品専門調査会等の専門委員1名及び農薬専門調査会の専門参考人1名が参加して「エトキシキン」の調査審議を行った。 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価について、肥料・飼料等専門調査会及び微生物・ウイルス専門調査会に属する専門委員から構成する合同会合を8回行った。	(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、 ① 委員会又は専門調査会の下に部会ワーキンググループ又は部会を設置 ② 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会を合同で開催
(4) 委員会と専門調査会の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員会委員が専門調査会へ出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を	(4) 委員会と専門調査会の連携の確保 案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を

行った。７月以降の動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において化学物質の調査審議を行う際には、化学物質担当の委員会委員が両専門調査会に参加することとなった。また、暴露マージン（ＭＯＥ）を用いたリスク評価方法や遺伝毒性発がん物質のリスク評価など、各専門調査会に共通して関連する分野について、勉強会を行った。	行うための会議を開催する。
（５）リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について（平成２４年８月３１日関係府省申合せ）に基づき、９月９日及び平成２６年１月２０日に食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催したほか、同会議幹事会等を原則として毎週金曜日に開催した。	（５）リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。
（６）事務局体制の整備 食品健康影響評価について、迅速かつ適切な評価をより一層推進するため、評価事務を行う課を二課にするなどの事務局組織の再編や評価を担当する職員の定員増を行った。	（６）事務局体制の整備 評価体制の充実等を図るため、事務局組織を再編する。
（７）委員会設立１０周年記念事業の実施 ７月３日に委員会設立１０周年記念事業として、EFSA（欧州食品安全機関）、FSANZ（豪州・ニュージーランド食品基準機関）、OIE（国際獣疫事務局）等の海外の機関、歴代の食品安全委員会委員等を招いた「国際共同シンポジウム」を開催し、食品健康影響評価に係る研究の最新動向及び食品健康影響評価の国際的動向についての講演並びに食品健康影響評価の今後についてのパネルディスカッションを行った。（参加者３５８名、報道１９社） また、１０年史として「食品安全委員会１０年のあゆみ」を編纂し、「国際共同シンポジウム」等で配布するとともに、関係団体、関係研究機関等へ配布し、委員会ホームページにも掲載した。	（７）委員会設立１０周年記念事業の実施 平成２５年７月に委員会設立１０周年を迎えることから、講演会の開催、１０年史の編纂等の記念事業を実施する。
２ 食品健康影響評価の実施 （１）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。 企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成２１年７月１６日食品安全委員会決定）において、標準処理期間（要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間）を１年と設定しているが、平成２５年度においては、リスク管理機関から１２０件の評価要請を受け、前年度までに評価要請のあったものを含めて、１０９件の評価結果をリスク管理機関に通知した。このうち１件については、毒性に関する判断を行うに当たり、複数回にわたる専門調査会での審議が必要であったため、標準処理期間を超過した。 平成２５年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする２２８案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、２５２案件（「自ら評価」２案件（食品中のヒ素、オクラトキシンＡ）を含む。）について評価結果を通知した。以下は、その概要である。 なお、平成２５年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考１のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考２のとおりである。 ① 添加物 厚生労働省から７案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、１１案件の評価結果を通知した。	第３ 食品健康影響評価の実施 １ リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 （１）平成２４年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 要請の内容等にかんがみ、食品健康影響評価を行う必要がある場合、評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 （２）企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成２１年７月１６日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き１年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。 （３）いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

② 農薬 厚生労働省又は農林水産省から計１２７案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省、農林水産省又は環境省に計１２５案件の評価結果を通知した。	「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成１８年６月２９日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。
③ 動物用医薬品 厚生労働省又は農林水産省から計２６案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計４２案件の評価結果を通知した。	
④ 器具・容器包装 リスク管理機関からの食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに要請のあった１案件について調査審議を行った。	
⑤ 化学物質・汚染物質 厚生労働省から２案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものも含めて、厚生労働省に４案件の評価結果を通知した。また、平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「食品中のヒ素に係る食品健康影響評価」について、評価が終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。	
⑥ 微生物・ウイルス 厚生労働省から３案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省に４案件の評価結果を通知した。	
⑦ プリオン 厚生労働省又は農林水産省から計７案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計５案件の評価結果を通知した。	
⑧ かび毒・自然毒等 厚生労働省から１案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請があったもののうち、厚生労働省に２案件の評価結果を通知した。また、平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンＡに係る食品健康影響評価」について、評価が終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。	
⑨ 遺伝子組換え食品等 厚生労働省又は農林水産省から計３８案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計２６案件の評価結果を通知した。	
⑩ 新開発食品 消費者庁から３案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、６案件について調査審議を行った。	
⑪ 肥料・飼料等 厚生労働省又は農林水産省から計１４案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計３１案件の評価結果を通知した。 また、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について、農林水産省に１３案件の評価	

結果を通知した（一部再掲を含む。）。 農薬等の国際共同評価への参画については、平成２５年４月１８日及び１９日、１０月７日及び１１日並びに平成２６年３月３１日及び４月４日にパリで開催された国際共同評価に関する関係者打合せに担当者を派遣し、議論に参加した。	（４）農薬等の国際共同評価への参画について 農薬等の効率的な評価の実施に向け国際共同評価に参画するための準備を進める。
（２）評価ガイドライン等の策定 ６月２７日の第９４回農薬専門調査会幹事会において、「特定農薬の食品健康影響評価における考え方について」が決定され、特定農薬の評価方針を整理する等の改善を行った。 同農薬専門調査会幹事会において、「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方」が決定され、この時期以降に調査審議される農薬評価書においては、本考え方に基づく調査審議を行い、食品健康影響評価に暴露評価対象物質選定の理由を記載する等の改善を行った。 平成２６年２月１４日の第１０２回農薬専門調査会幹事会において、農薬専門調査会における「農薬の急性参照用量設定における基本的考え方」が決定され、関係府省と連携を図りつつ、農薬の急性影響についても考慮した評価を進めることとした。	２ 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成２５年度においては、平成２３・２４年度に行った研究事業の結果を踏まえ、農薬等の急性参照用量設定のための考え方の素案をまとめる。
（３）「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 ① 「自ら評価」案件の選定 委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、公募の結果寄せられた国民の意見等を踏まえ、企画等専門調査会において審議が行われ、さらに平成２６年２月１０日の第５０２回委員会会合で審議した結果、「自ら評価」案件候補として選定されたものはないが、「麻痺性貝毒」についてファクトシートを作成することとなった。また、「ノロウイルス」については情報収集及び積極的な情報提供、「サプリメント」については積極的な情報収集及び情報提供を行うこととされ、これらについては次年度も継続して議論を行うこととされた。 ② 「自ら評価」の実施 ・食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価 平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、平成２４年３月２２日の第９回化学物質・汚染物質専門調査会幹事会への一次報告を受けて、現在事務局において血中の鉛濃度から摂取量への変換に関する新たな知見を収集・整理中であり、それが終了し次第、調査審議を行う予定。 ・我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、評価対象国１５か国へ質問書による照会を行い、回答を得た１３か国について、平成２４年５月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	３ 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 （１）「自ら評価」案件の選定 平成２５年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料」（平成１６年５月２７日食品安全委員会決定）、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の考え方」（平成１６年６月１７日委員会決定）を踏まえ、別紙２に掲げるスケジュールで実施する。 （２）「自ら評価」の実施 平成２４年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定） 化学物質・汚染物質専門調査会で調査審議を行う。 ② 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成１９年度決定） 回答を得ていない評価対象国について、回答が得られ次第、プリオン専門調査会において調査審議を実施する。

・食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価 平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」については、８月３０日の第１１回化学物質・汚染物質専門調査会幹事会において評価案を取りまとめ、国民からの意見・情報の募集を行った後、１２月１６日の第４９８回委員会会合の審議を経て、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。 ・オクラトキシンＡに関する食品健康影響評価 平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンＡに関する食品健康影響評価」については、９月２５日の第２８回かび毒・自然毒等専門調査会において評価書案を取りまとめ、国民からの意見・情報の募集を行った後、平成２６年１月２７日の第５０１回委員会会合の審議を経て、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。 ・アルミニウムに関する食品健康影響評価 平成２１年度に「自ら評価」案件として決定した「アルミニウムに関する食品健康影響評価」については、現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとも次第、他の暴露要因等の知見を収集した上で、調査審議を開始する予定。 ・「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価 平成２２年度に「自ら評価」案件として決定した「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」については、平成２４年度食品安全確保総合調査において実施した「食品健康影響評価（自ら評価）を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析」の調査結果を踏まえ、化学物質部会において３回調査審議を行った。 ・クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する食品影響評価 平成２４年度に「自ら評価」案件として決定した「クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する食品健康影響評価」については、１０月２１日の第４５回微生物・ウイルス専門調査会において調査審議を開始した。	③ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成２０年度決定） 化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う。また、効率的な調査審議ができるよう、調査事業等を活用して情報収集等を行う。 ④ 「オクラトキシンＡに関する食品健康影響評価」（平成２０年度決定） かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う。 ⑤ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成２１年度決定） 平成２３・２４年度に行った研究事業の結果を踏まえ、調査審議の体制を決定した上で、アルミニウムに関する食品健康影響評価の調査審議を開始する。 ⑥ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」（平成２２年度決定） 平成２４年度に行った研究事業の結果を踏まえ、化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。 ⑦ 「クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する食品健康影響評価」（平成２４年度決定） 情報収集・整理を進める。
③ 「自ら評価」の結果の情報発信 i 「自ら評価」の評価結果について １２月１６日に評価を終了した「食品中のヒ素に関する食品健康影響評価」については、食品健康影響評価書（案）のパブリックコメント期間中である、１１月２２日に食品安全委員会セミナー「ヒ素に関する最新知見について」を実施した。また、季刊誌「食品安全」（第３７号）及びメールマガジンにおいて特集を組み、情報発信に努めた。 平成２６年１月２７日に評価を終了した「オクラトキシンＡに関する食品健康影響評価」については、季刊誌「食品安全」（第３７号）において特集を組み、情報発信に努めた。 ii 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて 平成２２年度の「自ら評価」案件の選定の議論においてファクトシートを作成することとされたクロム、調理器具に用いられているシリコーンについては、ファクトシートを作成し、６月１７日の第４７８回委員会会合に報告の上、公表した。また、情報提供を行うこととされたシガテラについてもファクトシートを作成し、１２月１８日の第４９８回委員会会合に報告の上、公表した。そのほか、ラップフィルムから溶出する物質について、ファクトシートを作成し、平成２６年３月３１日の第５０９回委員会会合に報告	（３）「自ら評価」の結果の情報発信 ① 「自ら評価」の評価結果について 平成２５年度内に評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。 ② 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて 平成２５年３月の食品安全委員会においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。

の上、公表した。 「自ら評価」を行った品目について、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査において、以下のとおりリスク管理機関の対応状況を確認した。 ・「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」 厚生労働省においては、平成２４年２月及び２５年３月に消費者への普及啓発及び自治体への要請を行い、平成２４年度から食鳥処理場等に対するリスク低減措置について研究中であり、農林水産省においては、平成１９年からブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況等の調査を実施し、平成２３年８月に生産者等に対するハンドブックを取りまとめている。 ・「デオキシニバレノール及びニバレノール」 厚生労働省においては、当該物質及びアセチル体の含有実態調査などのデータ収集等を実施しているところである。 ・「プリオン」 評価対象国（ノルウェー、ホンジュラス）から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合について、「ＢＳＥプリオンに汚染されている可能性は無視できる」と評価したことから、厚生労働省及び農林水産省において、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断された。 ・「トランス脂肪酸」 厚生労働省においては、健康保持のための日本人のトランス脂肪酸摂取量等について、「日本人の食事摂取基準（２０１５年版）」策定検討会において、最新の知見を収集し、引き続き適切な情報を提供していくこととしている。農林水産省においては、平成１９年より同省のホームページ内の「トランス脂肪酸に関する情報」により情報提供を行っており、委員会におけるリスク評価以降、健康影響や国際的動向等に関するページを最新の情報に基づいて更新する対応がとられている。消費者庁においては、平成２３年２月に「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表し、トランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際の考え方を明らかにしている。	ファクトシートやＱ＆Ａを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。 リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対策を図る。
３ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 （１）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果が、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び環境省の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、以下の調査を実施した。 ① 第１８回調査 平成２４年４月から同年９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（９分野６４品目）及び前回（第１７回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（９分野１７７品目）について、平成２５年３月に調査を行い、１１月１８日の第４９４回委員会会合にその結果を報告した（調査対象２４１品目のうちリスク管理措置済み１１８品目）。またこの際に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施まで長時間を要している案件について、厚生労働省から進捗状況等について説明を求めた。 ② 第１９回調査 平成２４年１０月から平成２５年３月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（９分野１２２品目）及び前回（第１８回）までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目（９分野１２３品目）について、平成２６年１月に調査を行い、現在、集計中である。	第４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 １ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成２５年４月及び１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。 また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。
（２）食品安全モニターからの報告 委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられた施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点について意見等を聴くため、全国各地の４７０名に食品安全モニターを依頼し、平成２５年度中に４４件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関に回付するとともに、ホームページに掲載するため、現在、委員会及び関係行政機関	２ 食品安全モニターからの報告 食品安全モニター４７０名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に

のコメントについて調整中である。 また、「食品の安全性に関する意識等について」を課題として、８月に報告を求めた。その結果について、平成２６年３月１７日の第５０７回委員会会合で報告を行い、委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載した。また、平成２６年２月に「食品安全委員会から入手した情報の利用等について」を課題として報告を求めた。（平成２６年６月頃結果集計予定）	対し、勧告、意見申出を行う。 また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成２５年７月及び平成２６年２月を目途に調査を実施する。
４ 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 最新の科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を的確に行うため、今後５年間に委員会において推進することが必要な調査・研究について目標及びその達成に向けた方策（道筋）を示した「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日食品安全委員会決定）に基づき、調査・研究企画会議の調査審議も踏まえ、調査・研究を実施した。 （１）食品健康影響評価技術研究の推進 平成２３年度に採択した４課題及び平成２４年度に採択した４課題については、平成２５年２月１８日の第４６３回委員会会合において決定された中間評価の結果を踏まえ、継続して実施した（参考３－１）。このうち平成２５年度で終了した８課題については、平成２６年７月に事後評価を行うための作業を実施した。 平成２５年度新規食品健康影響評価技術研究については、平成２５年２月１８日の第４６３回委員会会合において、１領域３課題を研究課題として決定した。また、９月９日の第４８８回委員会会合において、２領域２課題を追加採択課題として決定した（参考３－２）。 平成２４年度終了課題（１１課題）のうち、研究の成果及び活用を促進する観点から選定された４課題について、８月２９日に開催した「平成２５年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」において、主任研究者から研究成果が発表され、９月３０日の第４８９回委員会会合において１１課題の事後評価を決定した（参考３－３）。 平成２６年度新規研究課題の選定については、９月９日の第４８８回委員会会合において、「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成２６年度）」を決定し（参考３－４）、１０月１日から１１月６日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計３２課題の応募があり、書面審査及びヒアリング審査により内容を審査したうえで、平成２６年３月３日の第５０５回委員会会合において、６課題を選定した（参考３－５）。 平成２６年度に継続する計画の５課題については、１１月５日までに提出された研究成果中間報告書の書面審査を実施するとともに、平成２６年１月８日及び同年２月１２日のヒアリング審査により内容を審査したうえで、同年３月３日の第５０５回委員会会合において、全て継続とする中間評価の結果を決定した（参考３－６）。 また、研究費の適正な執行を図る観点から、全研究受託者に対し、１１月２１日から２９日までの間、実地指導を実施した。 食品の安全性の確保に関する研究については、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて、厚生労働省及び農林水産省担当者と情報共有を行った。 平成２５年度は、「農薬の急性参照用量設定における基本的考え方」の策定、「オクラトキシンＡ」の評価等に、これまでの研究事業の成果を活用した。	第５ 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 １ 食品健康影響評価技術研究の推進 （１）食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成２６年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日委員会決定）に基づき、別紙３に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。 （２）平成２４年度に終了した研究課題の事後評価の実施 平成２４年度に終了した研究課題について、別紙４に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究発表会の開催、ホームページの公表を行う。 （３）平成２５年度に実施する研究課題の中間評価の実施 平成２５年度に研究を実施する研究課題については、別紙４に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ指導を行う。 （４）実地指導 研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心に平成２５年８月、９月に実地指導を行う。 （５）連絡調整会議等の開催 食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の

	強化について（平成１７年１月３１日関係府省申合せ）等を、必要に応じ、新規採択課題決定前などに開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。
（２）食品の安全性の確保に関する調査の推進 平成２５年度においては、４課題を調査課題として選定し、調査実施機関と請負契約を行い、調査を実施した（参考３－７）。選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等をホームページで公開した。 関係者に広く通知し、公正な入札機会を設ける観点から、公告開始から入札までの期間を４週間以上設定した。 平成２６年度調査課題については、平成２６年３月３日の第５０５回委員会会合において６課題を選定し（参考３－７）、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を行った。 平成２５年度は、「食品中のヒ素」の評価、「クロム」のファクトシート作成等に、これまでの調査事業の結果を活用した。	２ 食品の安全性の確保に関する調査の推進 （１）食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成２６年度における食品安全確保総合調査対象課題については、別紙５のスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。 （２）食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。
５ リスクコミュニケーションの促進 （１）食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報の消費者等に対する積極的な提供 国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページ、メールマガジン及び季刊誌の媒体を活用して、情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、平成２６年２月からソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook）を活用した情報発信を開始した。 ① ホームページ（参考４－１） ハザード情報について、閲覧者の利便性を図るため五十音順で検索できる情報を掲載した。 トップページのレイアウトを一部変更し、閲覧者の利便性の向上に努めた。 健康食品に関する危害情報のページを開設した。 ② メールマガジン（参考４－２） 委員会会合等の結果概要等について、約１万人の会員に対し、メールマガジンを活用した情報発信を実施した。 i ウィークリー版＋読み物版（原則毎週火曜日） 委員会会合の結果や開催案内などについて、原則、毎週火曜日に配信した。 ii 読物版（月の中旬、下旬） 実生活に役立つ情報、安全性の解説、Ｑ＆Ａ及び委員の随想などの読み物を主体として、月の中旬、下旬に配信した。 なお、緊急時の情報発信として、 （ア）１２月３１日 農薬（マラチオン）を検出した冷凍食品の自主回収 （イ）平成２６年１月２０日 浜松市等の集団食中毒発生を受け注意喚起（ノロウイルス（既存）記事の再配信） のメールマガジン（読物版）を配信した。 iii ホームページ新着情報（新着情報のある日のみ配信） 委員会の開催案内、意見交換会の募集等について、当日分の新着情報を配信した。	第６ リスクコミュニケーションの促進 １ 食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報の消費者等に対する積極的な提供 食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報を随時更新し、利用者の利便性の高いホームページによる情報提供を行う。 また、対象者が有する食品の安全性に関する専門知識の程度に応じて内容を変更したメールマガジンを配信する。 さらに、国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年４回発行し、地方公共団体、図書館等に配布する。 このほか、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。

③ 季刊誌「食品安全」 「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の国内検査対象月齢引き上げについて」、「食品中のリステリア・モノサイトゲネス」（７月）、「食品安全委員会設立１０周年」（１０月）、「食品中のヒ素の食品健康影響評価」（平成２６年１月）、「フタル酸ジ（２－エチルヘキシル）の食品健康影響評価について」（平成２６年３月）を特集として発行した。 ④ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook）（参考４－３） ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook）の特性を活かし、健康食品に関する危害情報、意見交換会の開催案内・開催結果等、機動的な情報発信に努めた。 開設したページについて、短期間（約２ヵ月）で、４００名を上回る支持（「いいね！」の数）を得ることができた。また、投稿記事は、通常のインターネットと同様に閲覧することができることから、「いいね！」の数を上回る閲覧がなされた。	
（２）マスメディア、消費者団体等の関係者との連携の充実・強化 マスメディア関係者との意見交換会（６月、９月及び平成２６年１月の３回）を行い、併せて取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図った。また、消費者団体等関係者との間では、情報交換会（７月、１０月及び平成２６年２月の３回）を行うとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行った（参考４－４）。	２ マスメディア、消費者団体等の関係者との連携の充実・強化 マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。
（３）食品健康影響評価等に関する意見交換会、相談等の実施 平成２５年度には合計で５０回の意見交換会を開催した（参考４－５）。 ① 少人数・参加型の効果的な意見交換会等の実施 地方公共団体との共催で、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式、少人数のグループによる意見交換方式など効果的な形式での開催を行い、消費者団体と連携した意見交換会、地域の専門家を対象とした意見交換会等を１８回開催し、意見交換会で用いた資料、説明内容、意見交換の内容等をホームページに掲載した（参考４－６）。 平成２５年度の新たな取組として、一般消費者に対し、食品の安全性についての体系的な理解を目的とした「食品を科学するーリスクアナリシス（分析）講座ー」を全６回の連続講座として実施し、委員会の各委員がそれぞれの専門分野についての講義を行った。なお、当初募集人数（４０名）を大幅に上回る応募（１１０名）があったため、各テーマごとに２回ずつ講義を行った（参考４－７）。 ② 食品健康影響評価の過程における意見交換会の実施 ４月に評価結果を通知した「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに係る食品影響評価②～我が国の検査月齢の引き上げについて～」については当該評価の意見・情報の募集期間中に、東京（４月２３日）及び大阪（４月２５日）において意見交換会を実施した（参考４－８）。その後、厚生労働省・消費者庁と連携し、「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに関する説明会」を５月２１日と５月２４日の２回実施した。 また、「食品中のヒ素」については、当該評価の意見・情報の募集期間中である１１月２２日に食品安全委員会セミナー「ヒ素に関する最新知見について」を実施し、一般参加者１１３名、報道関係者８名が参加した。	３ 食品健康影響評価等に関する意見交換会、相談等の実施 （１）少人数・参加型の効果的な意見交換会等の実施 少人数・参加型で双方向性の高い意見交換会について地方公共団体との共催で実施する。その際、消費者団体等と方公共団体との共催で実施する。その際、消費者団体等とも連携した開催方式、地域のオピニオンリーダーや専門家等の対象を限定した開催方式等により実施する。 また、食品健康影響評価に関して消費者の理解をより促進させるために、複数回の継続した勉強会を開催する。 このような意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。 （２）食品健康影響評価の過程における意見交換会の実施 食品健康影響評価に関するもののうち、特に国民の関心が高いと思われるものについては、当該評価案への理解促進と、国民からの意見・情報の収集のために、当該評価案のパブリックコメント募集期間中に意見交換会を実施する。

③ リスク管理機関と連携した意見交換会等の実施 食品中の放射性物質について、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と連携した説明会を全国各地で８回開催した（参考４－９）。 ④ 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 食の安全ダイヤルについては、一般消費者等から７８３件の相談や問い合わせを受け付けた（参考４－１０）。また、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図るため、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関との共有を図った。 ⑤ 意見交換会等の取組成果の活用 意見交換会終了後、配布資料、議事概要等をホームページに掲載し、ダウンロード可能にしている。更に意見交換会の模様についてソーシャル・ネットワーキング・サービス(Facebook)にて情報提供を行った。食品安全委員会セミナー「ヒ素に関する最新知見について」は季刊誌「食品安全」（第３７号）において報告を行った。また、「食品を科学するーリスクアナリシス（分析）講座ー」全６回の連続講座の映像をホームページにおいて公開した。	（３）リスク管理機関と連携した意見交換会等の実施 国民の関心が高く、リスク管理措置も含めた説明がその理解促進に必要な食品健康影響評価については、リスク管理機関と共催・連携した意見交換会等を実施する。 （４）食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、消費者庁その他の関係機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはＱ＆Ａ形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。 （５）意見交換会等の取組成果の活用 意見交換会等で使用した資料等については、ホームページ、メールマガジン等で情報提供を行う。
（４）リスクコミュニケーションに係る関係府省及び地方公共団体との連携 リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を定期的で開催することで連携を図り、更に消費者庁、厚生労働省等の関係府省との共催による意見交換会を計１０回実施した。 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、５月１０日に地方公共団体向け学習会、１１月２１日に全国食品安全連絡会議を開催し、「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに係る食品健康影響評価」や「食品中のリステリアのリスク評価」について情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションなど、地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。	４ リスクコミュニケーションに係る関係府省及び地方公共団体との連携 消費者庁、リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。 また、地方公共団体との連携や情報の共有を図るため、消費者庁、リスク管理機関と連携して１１月を目途に、地方公共団体との連絡会議を開催する。 併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会の提供を行う。
（５）食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施と教育の推進 講師派遣については、地方公共団体に５２回、大学・研究機関に１１回、その他公益法人等に２７回の派遣を行った（計９０回）。なお、このうち２８回は、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに係る食品健康影響評価についての講演を行った（参考４－１１）。 また、小学校高学年を対象として、食の安全に関するクイズや委員との意見交換を行い、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を８月８日に開催したほか、中学生を対象として、中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を基にしたクイズや委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を地方公共団体と連携して開催した。	５ 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施と教育の推進 食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールの開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等について実施する。また、ＤＶＤ等の啓発資材も活用し、広

「ジュニア食品安全ゼミナール」実施前のアンケートでは、「安全な食品を選ぶための知識を十分に持っていると思う」に「思う」と回答した生徒は１６．６％であったが、実施後のアンケートでは、「食品の安全について、自分で判断するために必要な知識が身についたと思う」に「思う」と回答した生徒は８８．３％となっていた（参考４－１２）。 訪問学習の受入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を行ったほか、BSEの評価結果の解説動画や季刊誌「食品安全」のキッズボックス等の分かりやすい資料のホームページへの掲載、食品の安全性に関するＤＶＤの貸出しを行うなど、食品の安全性に関する情報提供に努めた。 食品安全モニターに対し、「食品安全モニター会議」を、５月から６月にかけて全国６カ所で９回開催し、モニターが地域への情報提供を行うために必要な、委員会の取組やリスク評価等についての知識や理解を深めるための情報提供及び意見交換等を行い、会議終了後参加者にアンケートを実施した結果、委員の講演については９３．２％、事務局の説明については９４．９％が「非常に参考になった」「参考になった」と回答した。また、地域への情報提供等を実施する際に配布する資料を、食品安全モニターの求めに応じて提供した。 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者（３７７名）に４半期毎にメールにより、委員会が食品健康影響評価を行った事案等の情報提供を行った。 ６月２２日及び２３日に広島県広島市で開催された第８回食育推進全国大会においてブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。	く普及啓発を実施する。 また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。
６ 緊急の事態への対処 （１）緊急事態への対処 タイで製造されたロールキャベツ等に国内で未承認の遺伝子組換えパパイヤが使用されていた事案（１０月）、冷凍食品への農薬混入事案（１２月）、浜松市におけるノロウイルス集団食中毒（平成２６年１月）等の事案に対処するため、関係行政機関と連携を取りながら、ホームページによるハザード情報の提供等を行った。 特に、冷凍食品への農薬混入事案については、事案の発覚後速やかに、農薬マラチオンの国際機関（ＪＭＰＲ）におけるＡＤＩ（一日摂取許容量）、ＡＲｆＤ（急性参照用量）等の科学的知見を関係省庁に提供するとともに、事業者による毒性の見解に対する懸念を厚生労働省に伝達した（厚生労働省は直ちに毒性に関する見解を発出し、事業者に見解の修正を指導）。さらに、マラチオンの概要（ＡＤＩ、ＡＲｆＤ等）をホームページに掲載するとともに、全国約１万人の会員にメールマガジンを配信し、情報提供を行った。	第７ 緊急の事態への対処 １ 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成１７年４月２１日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。
（２）緊急事態への対処体制の整備 平成２５年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について平成２６年１月３１日の第９回企画等専門調査会に報告した。 また、平成２５年度の緊急時対応訓練結果や実際の緊急時対応を踏まえ、委員会における緊急時対応の手順のポイントを取りまとめるとともに、委員会の電子掲示板やプレスリリース及びＱ＆Ａのテンプレートを整備した。 さらに、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。	２ 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて指針等の見直しを行う。
（３）緊急時対応訓練の実施 平成２５年２月４日の第４６２回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする平成２５年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の２本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。	３ 緊急時対応訓練の実施 平成２４年度に改正された緊急時対応マニュアルを踏まえ、消費者庁を中心とした緊急時対応に係る訓練を、平成２５年４月～１０月（実務研修）、１１月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

＜実務研修＞ ・緊急時対応手順研修：４月 ・ホームページ掲載研修：４月 ・メディア対応研修（基礎研修）：９月～１１月 ・メディア対応研修（実践研修）：１１月 ＜確認訓練＞ ・確認訓練：１２月１１日 訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。 ・緊急時における関係府省間の連携をより強化し、引き続き政府全体として実践的な緊急時対応訓練を実施する。 ・訓練は、実務研修と確認訓練の２本立ての設計で体系的に実施する。 ・緊急時における委員会内の情報共有の手法について見直しを行い、電子掲示板の活用等の方策を講じる必要がある。 ・緊急時対応手順書について、より実践的に活用できるよう改定を行う必要がある。 なお、平成２４年６月２９日の基本的事項の改定により、平成２５年度から、政府全体としての緊急時対応訓練については、消費者庁が主導的役割を担うこととされている。	
７ 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 食品の安全性の確保に関する最新情報については、国際機関、海外の関係政府機関や海外メディア、学術誌に掲載された論文等から毎日収集した情報を和訳、整理した上で「食品安全総合情報システム」に登録し、日報及び隔週報として事務局、関係機関等に配布し、主なものを隔週で委員会会合において報告するとともに公表した。 「食品安全総合情報システム」に登録した情報については、ホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、可能な限り広く国民に提供した。 さらに、ホームページ上で、食品安全関係情報を追加登録した旨を新着情報として知らせるとともに、海外製サプリメントの健康被害情報やファクトシートは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook）でも情報発信した。 登録された情報を基に、平成２５年度「自ら評価」を行う案件候補に関する情報を整理分析し、案件候補の選定を行うための資料を作成した。また、クロム、調理器具に用いられているシリコン、シガテラ及びラップフィルムから溶出する物質に関する情報を整理分析し、ファクトシートを作成し、６月１７日の第４７８回委員会会合、１２月１８日の第４９８回委員会会合及び平成２６年３月３１日の第５０９回委員会会合に報告の上、公表した。 また、緊急時においても専門委員と連絡が取れるよう、各専門調査会の座長・座長代理の緊急連絡先リストを整備した。	第８ 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、毎日、収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、食品安全委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。
８ 国際協調の推進 （１）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 J E C F A 専門家会合、J M P R 専門家会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に専門委員等を派遣し（１８回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報の共有を図った（参考５）。	第９ 国際協調の推進 （１）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 平成２５年度においては、以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員及び事務局職員を派遣する。 平成２５年４月 O E C D 農薬作業部会 ５月 第４５回コーデックス残留農薬部会（C C P R） ６月 F A O ／ W H O 合同食品添加物専門家会議（J E C F A）（第７７回） ６月 E U R O T O X

	8月 第21回コーデックス残留動物用医薬品部会（CCRVD F） 9月 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（JMP R） 11月 第45回コーデックス食品衛生部会（CCFH） 平成26年2月 フレゼニウス国際学会 3月 米国毒性学会 3月 第9回コーデックス汚染物質部会（CCCC F） 3月 第46回コーデックス食品添加物部会（CCFA） また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。
（2）海外研究者等の招へい また、海外の研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施し、科学的知見の充実を図った（参考6）。	（2）海外の研究者等の招へい 平成25年度においては、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、食品安全委員会設立10周年記念事業の講演会に、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいする。
（3）海外の食品安全機関等との定期会合の開催 締結した協力文書に基づき、7月2日に豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）と第1回定期会合を、また平成26年1月14、15日に欧州食品安全機関（EFSA）と第2回定期会合を開催し、食品健康影響評価等について意見交換するとともに、今後の連携関係を強化していくことについて合意した。（参考7） また、欧米各国の食品安全に係るリスク管理・評価機関担当者がメンバーとなっている、「食品中の化学物質の安全性に関する国際リエゾングループ（化学物質リエゾン）」及び「食品中の微生物の安全性に関する国際リエゾングループ（微生物リエゾン）」に参加し、日常的なメールでのやりとりや5月と11月に行われた電話会議を通じて、意見・情報交換を行った。	（3）海外の食品安全機関等との定期会合の開催 平成25年度においては、食品安全委員会と協力文書を締結している外国政府機関（欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ））との定期会合を開催する。また、必要に応じ、その他外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。
（4）海外への情報発信 英語版ホームページに、月報や評価書要約の英訳（40件）を掲載するとともに、掲載した情報を、EFSA、FSANZ等の海外連携機関にした。海外への情報発信の充実のため、評価書掲載ページの改善を図った。 11月に、査読付きオープンアクセス電子ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission」を創刊し、平成26年3月に第2号を公開した。本ジャーナルは、食品安全に関する論文や食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価書の英訳を科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）上に掲載することにより、国外にも広く情報発信を行うものである。	（4）海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。
Ⅲ 平成25年度における委員会の運営状況の総括 委員会は、概ね、平成25年度食品安全委員会運営計画に基づき事業運営を推進することができたが、その運営状況について総括す	

ると、以下のとおりである。

1 食品健康影響評価

平成25年度は、計252案件の評価を終了し、リスク管理機関に通知するなど、着実に評価を実施することができたと考えるが、依然として評価中の案件が470件近くあることを考えると、引き続き、評価体制を強化し、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」に定める標準処理期間の遵守に努める必要がある。また、国際機関等のリスク評価の動向等も踏まえ、国際機関等と計画的な情報交換を行い、情報収集のあり方、最新の評価方法についての検討を進め、評価能力のさらなる向上を図るとともに、国際機関において行われるリスク評価に積極的に関与する必要がある。

また、「自ら評価」案件については、食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）及びオクラトキシンAに関する食品健康影響評価を終了し、リスク管理機関にその結果を通知するとともに、加熱時に生じるアクリルアミドの調査審議を実施するなど、一定の進展が見られた。

2 食品健康影響評価技術研究

食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考えるが、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、事業のあり方を検討する必要がある。

3 リスクコミュニケーション

BSE対策の見直し、食品中の放射性物質、食中毒等の国民の関心の高いテーマについて、関係省庁や地方公共団体と連携し意見交換会を実施するとともに、平成25年度から新たにリスクアナリシス（分析）講座の開催、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook）による情報提供を行う等、国民のニーズを踏まえたリスクコミュニケーションが実施できたと考えるが、食品安全委員会設立10年を契機に、改めてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討し、より適切かつ効率的なリスクコミュニケーションを推進する必要がある。また、国民の関心が高い評価結果についてのリスクコミュニケーションをより積極的に実施する必要がある。

4 緊急時対応

冷凍食品への農薬混入事案等に際し、関係府省と連携し、迅速かつ的確に情報を提供することができたと考えるが、より適切に緊急事態への対応を行うことができるよう、体制整備を図る必要がある。

平成25年度の委員会運営においては、以上のような課題が明らかとなったが、これらについては、平成26年度食品安全委員会運営計画に記載している以下の個別重点事項を実施していく中で対応し、我が国の食品の安全性の確保に努めることとしている。

（１）効率的な情報収集、計画的な調査審議、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。

（２）食品健康影響評価と科学的知見に基づく食品の安全確保に関する国民の一層の理解の促進のため、改めてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討しつつ、科学的知見の体系的な提供、対象者に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

（３）過去に実施した事業の効果、最新の科学的知見、国内外の研究の進展状況等を踏まえつつ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して、調査・研究事業を実施する。

（４）関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

食品健康影響評価の審議状況

(平成26年3月31日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 25年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物	146	7	0	146	132	11	1	13
農薬	963	127	0	963	653	125	14	296
うちポジティブリスト関係	484	66	0	484	252	61	10	222
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10	4	0	32
動物用医薬品	383	26	0	383	333	42	4	46
うちポジティブリスト関係	108	10	0	108	62	11	3	43
化学物質・汚染物質	59	2	3	62	57	5	0	5
うち清涼飲料水	49	1	0	49	46	3	0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス 注8)	10	3	2	12	11	4	0	1
プリオン	30	7	16	46	36	5	1	9
かび毒・自然毒等 注4)	7	1	2	9	9	3	0	1
遺伝子組換え食品等	208	38	0	208	180	26	6	22
新開発食品 注5)	78	3	1	79	71		1	9
肥料・飼料等	166	14	0	166	103	31	0	63
うちポジティブリスト関係	100	6	0	100	55	21	0	45
肥飼料・微生物合同 注9)	1(37)		0	1	1(12)	(10)	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,071	228	25	2,096	1,596	252	27	476

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
8 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
9 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年3月31日現在)

I 平成 25 年度に要請があったもののうち、専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	2
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ ■	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統 ■ (飼料)	1
25/6/10	農	農薬 γ -BHC ☆、クロルプロファム ☆、ジメトエート ☆、パラコート ☆、メチダチオン ☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D ■、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート ■ <一部 ☆>、アラニカルブ ☆、イマザキン ☆、クロルプロファム ☆、クロルメコート ☆、ジウロン ☆、シプロコナゾール ☆、ジベレリン ☆、ジメトエート ☆、パラコート ☆、フルキンコナゾール ☆、プロクロラズ ☆、プロチオホス ☆、ブロマシル ☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドラーゼ ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (飼料) ■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (食品) ■	1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン ☆	1
25/8/20	厚	農薬 スルホキサフロル ■、DBEDC ■ <一部 ☆>、アシュラム ■ <一部 ☆>、ノニルフェノールスルホン酸銅 ■ <一部 ☆>、フルアジホップ ■ <一部 ☆>、イマザモックスアンモニウム塩 ☆、ヒメキサゾール ☆、フェンメディファム ☆、メトリブジン ☆、リュロン ☆	14
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン ■ <一部 ☆>、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン ☆	5
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール ☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン ㊦	1
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※ ■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

I 平成 25 年度に要請があったもののうち、専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■	1
25/8/27	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定	1
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン) ■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン) ■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (食品) ■	3
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (飼料) ■	1
25/11/13	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン ■	1
25/11/13	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン) ■	1
25/11/14	厚	農薬 キンクロラック ■、フルピラジフロン ■、メピコートクロリド ☆	3
25/11/14	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド ■ ㊦	1
25/11/20	厚	添加物 過酢酸 ■、オクタン酸 ■、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸 ■、過酢酸製剤 ■	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(食品) ■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(飼料) ■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 蹴脂茶※ ■	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム ☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン ☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン ☆ ㊦	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム ☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品及び農薬 ルフェヌロン ■	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン ■ <一部 ☆>	2
25/12/20	農	飼料添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール ■ ㊦	1
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール ■	1
25/12/24	厚	対象外物質 25-ヒドロキシコレカルシフェロール ■ ㊦	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
 (平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当
 する評価案件である。

I 平成 25 年度に要請があったもののうち、専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート※■	1
26/2/3	厚	農薬 スピロメシフェン■、セダキサン■、デブフロキン■、トルプロカルブ■、フルフェノクスロン■、ペンチオピラド■、マンデストロビン■、ミルベメクチン■、レピメクチン■、オキスポコナゾールフマル酸塩☆	10
26/2/13	厚	添加物 2,3-ジエチルピラジン	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料)■、低リグニンアルファルファKK179 系統 (飼料)■	2
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (食品)■、低リグニンアルファルファKK179 系統 (食品)■	2
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統 (飼料)■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統 (飼料)■	2
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統 (食品)■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統 (食品)■	2
26/3/24	農	動物用医薬品 クエン酸モサブリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミド散1%)	1
26/3/25	厚	農薬 クレソキシムメチル■、クロラントラニプロール■、ピリフルキナゾン■、フェンメディファム■、メタフルミジン■、MCPB■〈一部☆〉、MCPA■	8
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆、モサブリド	4
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅱ 平成25年度に専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの、または意見募集の終了後に整理を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
25/10/22～11/20	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン＜一部☆＞★	4
26/1/8～26/2/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)★	2
26/2/25～3/26	農薬 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル＜一部☆＞■★、プロピコナゾール＜一部☆＞■★、ベンジルアデニン☆★、マラチオン☆★	7
26/3/11～4/9	動物用医薬品 ジクラズリル＜一部☆＞■	2
26/3/11～4/9	ブリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について	1
26/3/11～4/9	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統■(食品)	1
26/3/18～4/16	動物用医薬品 メロニダゾール☆	1
26/3/18～4/16	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
26/3/25～4/23	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラズスルフロンエチル☆、フルミオキサジン☆、フルミオキサジン＜一部☆＞■	4
26/3/25～4/23	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■、pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■、pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	3

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/4/1	厚	農薬 ファモキサドン＜一部☆＞■、フルキサピロキサド■	3
25/4/1	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研,”キャトルウィン-6)■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	4
25/4/1	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン■、馬鼻肺炎生ワクチン■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン■	3
25/4/1	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品)■、ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■	2
25/4/8	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(飼料)■	1
25/4/8	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉の肥料利用について	(1)
25/4/15	厚	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム	2
25/4/15	厚	清涼飲料水関連物質 ジクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
25/4/22	厚	農薬 ペンチオピラド■、オキシ銅■＜一部☆＞、フルメツラム☆、ペンフルフェン■	5
25/4/22	厚	対象外物質 イノシール☆罫、コバラミン☆罫、チアミン☆罫、ナイアシン☆罫、パントテン酸☆罫、ピオチン☆罫、ピリドキシン☆罫、葉酸☆罫、リボフラビン☆罫	9
25/4/22	農	薬剤耐性菌 センデューマイシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	(2)
25/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/5/13	厚	肥料・飼料等 ビコザマイシン☆罫	1
25/5/13	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研,”カーフウィン6)■	2
25/5/13	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。罫は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/5/20	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	1
25/5/27	厚	添加物 イソプロパノール	1
25/5/27	厚	動物用医薬品 ジョサマイシン☆㊦	1
25/6/3	厚	農薬 メビンホス☆	1
25/6/3	厚	動物用医薬品 モキシデクチン☆	1
25/6/3	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査■	1
25/6/17	厚	動物用医薬品 チアムリン☆㊦	1
25/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(食品)■	1
25/6/24	厚	対象外物質 コリン☆㊦	2
25/6/24	農	薬剤耐性菌 サリノマイシンナトリウム※、ナラシン※	(2)
25/7/1	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について(肥料)	1
25/7/1	厚	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミン■	1
25/7/1	農	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)■	1
25/7/1	厚・農	かび毒・自然毒 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1	2
25/7/1	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(飼料)■	1
25/7/8	厚	動物用医薬品 アプラマイシン☆㊦	1
25/7/22	厚	化学物質・汚染物質 水道により供給される水の水質基準の設定 亜硝酸態窒素	1
25/7/22	農	動物用医薬品 メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】■	1
25/7/22	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆㊦	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/7/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	3
25/7/29	厚	農薬及び添加物 アゾキシストロビン■	1
25/7/29	厚	農薬 グルホシネート■、クロルフェナピル■、シアゾファミド■、ビフェントリン■、メコナゾール■、アセトクロール☆	6
25/7/29	厚・農	農薬 ヘプタクロル☆	2
25/7/29	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェンバレーレート<一部☆>	4
25/7/29	厚・農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研„マリナ-4)■	2
25/7/30	厚	添加物 アドバンテーム■、ひまわりレシチン■、ポリビニルピロリドン	3
25/8/5	厚	添加物 グルタミルバリングリシン■	1
25/8/5	厚	農薬 フェンピロキシメート■、プロチオコナゾール■、マンジプロパミド■、ミルベメクチン■、ルフエヌロン■、エトフェンプロックス<一部☆>■	7
25/8/5	農	農薬 アルドリノ及びディルドリン☆	1
25/8/5	厚	動物用医薬品 プロペタンホス☆	1
25/8/5	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆	1
25/8/19	厚・農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研„ピッグウインPRRS2)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研„キャトルウイン-5Hs)■	4
25/8/26	厚	農薬 シアントラニリプロール■、ピリミジフェン☆	2
25/8/26	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
25/8/26	厚	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。■は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/8/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール■	2
25/8/26	農	動物用医薬品 エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■	1
25/8/26	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アピラマイシン ㊦、ナラシン ㊦	2
25/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(食品)■	1
25/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン■、TRP-No.1 株を利用して生産された L-トリプトファン■	3
25/9/2	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)■、LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	2
25/9/9	農	薬剤耐性菌 アンプロリウム※、エトパペート※、クエン酸モランテル※、ナイカルバジン※	(4)
25/9/9	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェノプカルブ<一部☆>	5
25/9/9	厚・農	動物用医薬品 ピルビン酸メチル、ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)■	2
25/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品)■	1
25/9/30	農	農薬 アセフェート☆、アルジカルブ☆、フェンチオン☆	3
25/9/30	厚	農薬及び動物用医薬品 フルバリネート■<一部☆>	3
25/9/30	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料)■	1
25/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1
25/10/7	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>	2
25/10/7	厚	動物用医薬品 ブロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤■	1
25/10/21	厚	農薬 エトキシスルフロン☆、フェノキサスルホン■、フルオルイミド■<一部☆>	4
25/10/21	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン ㊦■<一部☆>	2
25/10/21	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤 ㊦■	1
25/10/21	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/11/11	厚	農薬及び添加物 フルジオキシソニル■	1
25/11/11	厚	農薬 ジメトモルフ■、スピネトラム■、フルフェナセツト■、フロニカミド■、トリフルミゾール<一部☆>、フルアジナム<一部☆>■	8

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/11/11	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシリニック酸■ 圃	1
25/11/11	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン■ 圃	2
25/11/11	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	1
25/11/11	農	薬剤耐性菌 フラボフォスフォリポール※	(1)
25/11/18	厚	動物用医薬品 ベダプロフェン☆	1
25/11/18	農	プリオン 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用	1
25/11/25	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール	1
25/11/25	厚	飼料添加物及び農薬 エトキシキン<一部☆> 圃	3
25/11/25	農	薬剤耐性菌 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤■	3
25/12/2	厚	農薬 メタアルデヒド■	1
25/12/2	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■	1
25/12/2	農	動物用医薬品 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)【再審査】■	1
25/12/9	農	動物用医薬品 薬事法第83条の5第1項の規定に基づく農林水産省令の改正	1
25/12/16	厚	微生物・ウイルス と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の改正	1
25/12/16	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)の改正	1
25/12/16	一	化学物質・汚染物質 食品中のヒ素◎	1
25/12/16	厚	清涼飲料水関連物質 ヒ素	1
26/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)等の改正、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ■、除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■	3
26/1/7	農	薬剤耐性菌 アビラマイシン※	(1)

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である。
 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。圃は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/1/20	厚	添加物 ビオチン■	1
26/1/20	厚	農薬 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン☆、アザコナゾール☆、 アニラジン☆、アラマイト☆、クロゾリネート☆、クロルブファム☆、クロルベンシド☆ クロロクロン☆、ジオキサチオン☆、ジノテルブ☆、ジフェナミド☆、ジメチリモール☆、 スルプロホス☆、ダイアレート☆、ナプタラム☆、ニトロタールイソプロピル☆、バーバン ☆、ピラゾホス☆、プロモホス☆、プロモホスエチル☆、ホラムスルフロン☆、ホルモチ オン☆、メカルバム☆、メタクリホス☆、モノリニュロン☆、クロチアニジン■、ハロスル フロンメチル■、プロパモカルブ■、メタラキシル及びメフェノキサム■、イマザピック■、 アミノエトキシビニルグリシン☆、エトベンザニド、エポキシコナゾール■＜一部☆＞、 トリシクラゾール＜一部☆＞、ピフルブミド■、プロシミドン■＜一部☆＞、プロピザミド ■☆	41
26/1/20	農	農薬 イマザピック■、トリシクラゾール☆	2
26/1/20	厚	農薬及び動物用医薬品 フェンクロルホス☆、テフルベンズロン＜一部☆＞■、フィプロニル☆	8
26/1/20	農	農薬 フィプロニル＜一部☆＞	2
26/1/20	厚	動物用医薬品 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール☆、ビチオノール☆、ミロキサシン☆㊦、 ノルフロキサシン☆㊦	4
26/1/20	農	動物用医薬品 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚 の経口投与剤(インフェック2%散)の再審査 ㊦■	1
26/1/27	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令 第35号)等の改正	1
26/1/27	厚	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
26/1/27	厚	農薬 シアゾファミド■	1
26/1/27	ー	かび毒・自然毒等 オクラトキシンA◎	1
26/2/17	農	プリオン 牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直し	1
26./2/24	農	動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生 ワクチン(パラコックスー5)の再審査	1
26/3/3	厚	動物用医薬品 クロラムフェニコール☆㊦	1
26/3/10	厚・農	農薬 イマザピル■＜一部☆＞	3
26/3/10	厚	農薬 ホサロン■＜一部☆＞	2
26/3/10	厚	動物用医薬品 モキシデクチン■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。㊦
は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 平成 25 年度に食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/3/17	農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤(プリッド テイゾー)の再審査	1
26/3/24	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル ■、メコナゾール、エチプロール ■、カスガマイシン ■ ☆、ピリミカーブ ☆	6
26/3/24	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統及び除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 ■	1
26/3/31	厚	微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の改正 [1]生乳等の比重及び酸度並びに殺菌山羊乳の乳脂肪分等、[2]発酵乳の成分規格等	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 1 平成 25 年度食品健康影響評価技術研究継続課題
- 2 平成 25 年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 3 平成 24 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧
- 4 食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成 26 年度）
- 5 平成 26 年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 6 平成 25 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧
- 7 食品安全確保総合調査課題一覧

平成 25 年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<平成 23 年度採択課題（4 課題）>

①生物学関連分野（有害微生物等に関する研究）

研究課題名	主任研究者	所属組織
食品を介するリステリア感染症に係わる高病原性リステリア株の評価と生体側の要因を加味した食品健康影響評価に関する研究	五十君 静信	国立医薬品 食品衛生研究所

②新しい評価手法の開発に関する分野（遺伝子改変モデル動物等を用いた新しい評価に関する研究）

肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発	末水 洋志	公益財団法人実験 動物中央研究所
ラットにおける遺伝毒性・反復投与毒性併合試験法の開発	西川 秋佳	国立医薬品 食品衛生研究所

③自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野

アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価	圓藤 吟史	公立大学法人 大阪市立大学
--------------------------------------	-------	------------------

<平成 24 年度採択課題（4 課題）>

①化学物質関連分野（低用量暴露における量影響・量反応に関する研究）

酸化ストレスを誘導する遺伝毒性物質の低用量における量反応関係の解析	青木 康展	独立行政法人 国立環境研究所
-----------------------------------	-------	-------------------

②生物学関連分野（有害微生物等に関する研究）

食肉の寄生虫汚染の実態調査と疫学情報に基づくリスク評価手法の開発	山崎 浩	国立感染症研究所
食品のウイルス汚染のリスク評価のための遺伝子検査法の開発と応用に関する研究	野田 衛	国立医薬品 食品衛生研究所

③新しい評価手法の開発に関する分野（ハイリスクグループにおける評価に関する研究）

ハイリスクグループにおける評価に関する研究－不確実係数の妥当性について	今井田 克己	国立大学法人 香川大学
-------------------------------------	--------	----------------

平成 25 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

①自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野
(非定型 BSE プリオンに関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価	松浦 裕一	独立行政法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 動物衛生研究所

(化学物質による肝肥大の毒性学的評価手法の開発に関する研究)

核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究	吉成 浩一	静岡県立大学
化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点	吉田 緑	国立医薬品 食品衛生研究所

②生物学関連分野 (薬剤耐性菌の特性解析に関する研究)

食用動物由来薬剤耐性菌の定量的食品健康影響評価モデルの確立	田村 豊	酪農学園大学
-------------------------------	------	--------

③新しい評価手法の開発に関する分野 (数理モデル等を用いた新しい定量的評価に関する研究)

遺伝毒性発がん物質のリスク評価手法に関する研究	小野 敦	国立医薬品 食品衛生研究所
-------------------------	------	------------------

平成 24 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧

<平成 22 年度採択課題（8 課題）>

①食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果			
			総合点 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)
遺伝子発現モニターマウスを用いた発達期脳に対する化学物質暴露影響評価法の開発	森 寿	国立大学法人 富山大学	12.9	3.4	3.1	6.3
フタル酸エステルの生殖・次世代影響の健康リスク評価に関する研究（※）	那須 民江	中部大学	16.8	4.5	4.5	7.8
食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発	佐藤 薫	国立医薬品 食品衛生研究所	13.1	3.8	3.6	5.8

②新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域

食品中ナノマテリアルの腸管吸収及び体内動態の特性を利用したリスク評価手法の開発（※）	堤 康央	国立大学法人 大阪大学	14.3	3.9	3.6	6.8
グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究	小川 久美子	国立医薬品 食品衛生研究所	14.3	4.0	3.5	6.8
用量反応性評価におけるベンチマークドース法の適用に関する研究	広瀬 明彦	国立医薬品 食品衛生研究所	16.5	4.2	4.2	8.2
ナノ物質の経口暴露による免疫系への影響評価手法の開発	蜂須賀 暁子	国立医薬品 食品衛生研究所	12.5	3.5	3.1	5.9
トランス脂肪酸による動脈硬化性疾患の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立（※）	平田 健一	国立大学法人 神戸大学	15.6	4.3	4.0	7.3

<平成 23 年度採択課題（3 課題）>

①化学物質関連分野（胎児期・発達期の暴露に関する研究）

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果			
			総合点 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)
胎児移行性における種差を反映したヒト胎児毒性リスク評価手法の開発（※）	登美 斉俊	慶應義塾大学	15.3	4.1	3.9	7.3

②自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野
（自ら評価案件）

食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究	吉田 優	国立大学法人 神戸大学	9.3	3.0	2.4	3.9
---	------	----------------	-----	-----	-----	-----

（緊急時対応に必要な研究）

日本における農薬等の急性参照用量設定のためのガイダンス作成に関する研究	吉田 緑	国立医薬品 食品衛生研究所	17.1	4.6	4.1	8.4
-------------------------------------	------	------------------	------	-----	-----	-----

（注）研究課題名に（※）を付した課題が研究成果発表会での発表課題である。

食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成 26 年度）

（平成 25 年 9 月 9 日 食品安全委員会決定）

平成 26 年度において、優先して実施すべき食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の課題は、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日食品安全委員会決定）の「2 各論」に示す分野ごとに、以下のとおりとする。

I 化学物質関連分野**1 胎児期・発達期の暴露に関する研究**

感受性が高いとされる胎児期や発達期における暴露がその後の健康に与える影響に着目し、化学物質の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の研究課題を優先して実施する。

① 化学物質の構造的特徴と発生毒性の発現機序の関係に関する研究

（化学物質の発生毒性は、その構造、動物の種および系統、投与時期等によって左右されることが知られている。このような背景から発現機序の解明と食品健康影響評価への応用を目指すもの）

2 低用量暴露における量影響・量反応に関する研究

化学物質について、低用量領域での健康影響が指摘されているものがあり、食品等を介して国民が暴露する可能性の高い化学物質の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査・研究課題を優先して実施する。

① 毒性学的懸念の閾値（TTC）を用いたリスク評価手法の開発に関する調査・研究

（食品中の微量化学物質について、毒性学的・化学構造的データが十分でない場合においても実施可能な定性的評価手法として、閾値だけでなく暴露評価や化学構造等を検討した、TTC を用いた評価手法の開発）

② 香料に関するリスク評価手法の開発に関する調査・研究

（新規香料について、構造的特徴、類縁化合物の毒性データを活用して毒性を評価する手法の開発を目的した、我が国と JECFA 及び EFSA 等における評価手法及び評価結果の比較などによる、香料についてのリスク評価手法の開発）

II 生物学関連分野**1 薬剤耐性菌の特性解析に関する調査・研究**

近年、人の医療や家畜における抗菌性物質の使用の現場において薬剤耐性菌の出現・拡大が懸念されており、食品等を介して国民が暴露する可能性のある薬剤耐性菌の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査・研究課題を優先して実施する。

- ① 薬剤耐性菌の伝播・疫学調査・分析
- ② 各国における薬剤耐性菌のリスク評価・規制状況調査・分析
- ③ 薬剤耐性菌のリスク評価モデルの開発に関する研究

2 病原微生物等に関する研究

化学物質のように量反応関係を用いた評価が困難な場合があり、食品等を介して国民が暴露する可能性のある有害微生物（細菌、ウイルス、原虫、寄生虫、プリオン）に係る食品健康影響評価に資することを目的として、以下の研究課題を優先して実施する。

- ① フードチェーンにおける病原微生物（サルモネラ、腸管出血性大腸菌等）と野菜の喫食を原因とする食中毒に係る研究
- ② 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリに関する最新のデータに基づく評価モデルの構築に関する研究
- ③ 低水分含量食品の喫食に起因する病原微生物（サルモネラ、腸管出血性大腸菌等）のリスク評価手法の開発
- ④ 病原微生物のソースアトリビューション評価手法の開発
- ⑤ 非定型 BSE に係る研究
(平成 25 年度採択課題：ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価)

3 カビ毒・自然毒の特性解析に関する研究

化学物質のように量反応関係を用いた評価が困難な場合があり、食品等を介して国民が暴露する可能性のあるカビ毒・自然毒に係る食品健康影響評価に資することを目的として、以下の研究課題を優先して実施する。

- ① 各種貝毒に係るリスク評価手法の開発を目的としたヒトへの病原性に関する研究
- ② 共汚染カビ毒の毒性評価手法の開発
- ③ 食中毒原因としての新規魚介毒のリスク評価のための研究

Ⅲ 新しい評価手法の開発に関する分野

1 動物用再生医療製品のリスク評価に関する調査

胚性幹細胞（ES 細胞）や人工多能性幹細胞（iPS 細胞）等を用いた動物用再生医療製品の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査課題を優先して実施する。

- ① 海外における動物用再生医療製品の承認状況
- ② 国内及び海外における動物用再生医療製品の研究・開発状況
- ③ 海外における動物用再生医療製品の評価ガイドラインの策定及びリスク評価状況等の調査・分析

2 遺伝子組換え食品等に関する調査

新たな遺伝子組換え技術の研究・開発が進められていることから、これらの技術を利用した食品等の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査課題を優

先して実施する。

- ① 植物育種に関する新技術（NBT※）、畜水産物の生産に係る遺伝子組換え技術等に関する研究・開発及びリスク評価の状況、海外における遺伝子組換え技術を用いた添加物等の規制・評価ガイドラインの調査

※NBT(New Plant Breeding Techniques):人工ヌクレアーゼ等を用いた新たな植物育種技術

IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野

1 食品の摂取によるアレルギーに関する調査

食品の摂取によるアレルギーに関しては、我が国ではアレルギーや類似する症例について市販後報告等がなされているが、それがアレルギー機序によって誘発されたものか否か必ずしも明らかになっていない状況にある。これまでに行われている国内外の研究や調査結果、疫学情報、海外における食品の摂取によるアレルギーに対する取組状況などを収集して、その状況を分析することにより、食品の摂取によるアレルギーに関連する食品健康影響評価に資するような以下の調査課題を優先して実施する。

- ① 食品の摂取によるアレルギーに関する研究成果、疫学情報、海外における取組状況等に関する調査

2 研究者からの提案に基づく研究

上記に掲げる研究課題以外の食品の安全性、健康影響に関する基盤的な調査・研究について幅広く若手も含む研究者からの提案を求め、その中から有用な研究課題を採択し、研究を実施する。（１年を原則）

3 食品健康影響評価に関する研究者・研究内容等の調査

食品健康影響評価技術研究の実施に当たり、実現可能な研究課題を検討した上で、計画的に対応するため、食品の安全性に関する国内の研究者及びその研究内容等の状況を調査する。

平成 26 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

①化学物質関連分野

(低用量暴露における量影響・量反応に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
香料化合物のリスク評価手法に関する調査研究	山崎 壮	実践女子大学

(胎児期・発達期の暴露に関する研究)

レチノイン酸の濃度変化を引き起して催奇形性を示す化学物質のスクリーニング法の開発と催奇形性発症の分子機構の解明	永田 清	東北薬科大学
---	------	--------

②生物学関連分野

(カビ毒・自然毒の特性解析に関する研究)

熱帯性魚類食中毒シガテラのリスク評価のための研究	大城 直雅	国立医薬品食品衛生研究所
--------------------------	-------	--------------

(病原微生物等に関する研究)

低水分含量食品中における食中毒細菌（サルモネラ、腸管出血性大腸菌）の菌数変動および生存確率予測モデルの開発	小関 成樹	国立大学法人 北海道大学
---	-------	-----------------

③自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野

(食品の摂取によるアレルギーに関する調査)

食品摂取により発症する新規アレルギー／アレルギー様反応に関する調査研究	柘植 郁哉	藤田保健衛生大学
-------------------------------------	-------	----------

(研究者からの提案に基づく研究)

肝マクロファージの機能特性に基づいた肝毒性の新規評価手法の構築と緻密化	山手 丈至	公立大学法人 大阪府立大学
-------------------------------------	-------	------------------

平成 25 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧

＜平成 25 年度採択課題（5 課題）＞

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果	
			評点 (5点)	継続の 要否
ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価	松浦 裕一	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所	4.3	継続
核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究	吉成 浩一	静岡県立大学	4.3	継続
化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点	吉田 緑	国立医薬品食品衛生研究所	4.6	継続
遺伝毒性発がん物質のリスク評価手法に関する研究	小野 敦	国立医薬品食品衛生研究所	4.6	継続
食用動物由来薬剤耐性菌の定量的食品健康影響評価モデルの確立	田村 豊	酪農学園大学	3.6	継続

食品安全確保総合調査課題一覧

【平成 25 年度実施課題】

	調 査 課 題 名
①	ビスフェノール A の食品健康影響評価に関する評価手法の調査及び情報収集・分析
②	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査
③	動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査
④	陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査

【平成 26 年度実施課題】

	調 査 課 題 名
①	動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査
②	清涼飲料水中の化学物質に係る食品健康影響評価のための情報収集・調査
③	毒性学的懸念の閾値（TTC）を用いたリスク評価手法に関する調査
④	添加物のうち、加工助剤（殺菌剤、酵素、抽出溶媒等）及び栄養成分に関するリスク評価手法の開発に関する調査・研究
⑤	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査
⑥	食品健康影響評価に関する研究者・研究内容等の調査

平成 25 年度における食品安全委員会の リスクコミュニケーションの実施状況

- 1 ホームページによる情報提供
- 2 メールマガジンによる情報提供
- 3 ソーシャル・ネットワーク・サービス (Facebook) による情報提供
- 4 関係者との連携強化の取組 (報道機関、消費者団体)
- 5 平成 25 年度に開催した意見交換会 (食品安全委員会主催)
- 6 地方公共団体との共催による意見交換会
- 7 食品を科学するーリスクアナリシス (分析) 講座ー
- 8 評価案件に関する意見交換会 (食品安全委員会主催)
- 9 リスク管理機関との共催による意見交換会等の実施概要
- 10 食の安全ダイヤルの取組
- 11 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣
- 12 ジュニア食品安全ゼミナール (地方公共団体との共催)

ホームページによる情報提供

食品安全委員会ホームページでは、委員会や意見交換会等の資料や概要、食中毒等特定のトピックに関する科学的知見等を随時掲載している。特に国民の関心が高いと考えられる事案については、「重要なお知らせ」又は「お知らせ」を活用して情報提供を行っている。

1 アクセス件数（月平均アクセス件数）〔平成25年度〕

(1) ホームページ(トップページ)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
49,330 / 月	48,990	49,161	47,959	47,825	44,669	37,940	46,324	40,331	94,534	49,161	42,904	42,159

(2) 食品安全総合情報システム(トップ)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
288,812 / 月	302,458	346,472	298,935	304,215	302,192	181,077	188,762	277,981	271,611	322,955	307,224	361,861

○アクセスの多いページ(平成25年度)

- 〔1〕 食品安全総合情報システム
- 〔2〕 トップページ
- 〔3〕 ノロウイルスの消毒方法
- 〔4〕 大豆及び大豆イソフラボンに関するQ&A
- 〔5〕 食中毒予防のポイント(ノロウイルスによる食中毒にご注意ください)
- 〔6〕 平成26年度食品安全モニターの募集について(お知らせ)
- 〔7〕 新着情報
- 〔8〕 BSEに関する情報
- 〔9〕 英語ページ
- 〔10〕 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について

メールマガジンによる情報提供

1 メールマガジン

食品安全委員会の活動や委員会からのお知らせをタイムリーにお届けするために「食品安全 e-マガジン」を配信。

(1) ウィークリー版＋読物版

食品安全委員会の会合結果概要や開催案内などを、原則、毎週火曜日に配信（平成26年4月以降は、毎週水曜日配信）。

(2) 読物版

実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A、委員の随想などの読み物を主にしたe-マガジンを月の中旬と下旬に配信。

(3) 新着情報

食品安全委員会の開催案内や意見等の募集など当日分の新着情報を毎日19時に配信（新着情報のある日のみ配信）。

メールマガジン配信数及び登録会員数（平成26年3月末日現在）

（単位：件数、人）		
	配信数	登録会員数
会員数計	195	10,970
メルマガ	66	9,757
ウィークリー版＋読物版	40	9,567
読物版	26	190
新着情報	129	1,213

（注）読物版の配信数には、臨時号2本を含む。

- (1) 農薬(マラチオン)を検出した冷凍食品の自主回収について[平成25年12月31日配信]

(2) 浜松市等のノロウイルスによる食中毒が発生したため、ノロウイルス(平成25年11月14日及び11月29日配信記事の再配信)[平成26年1月20日配信]

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Facebook) による 情報提供

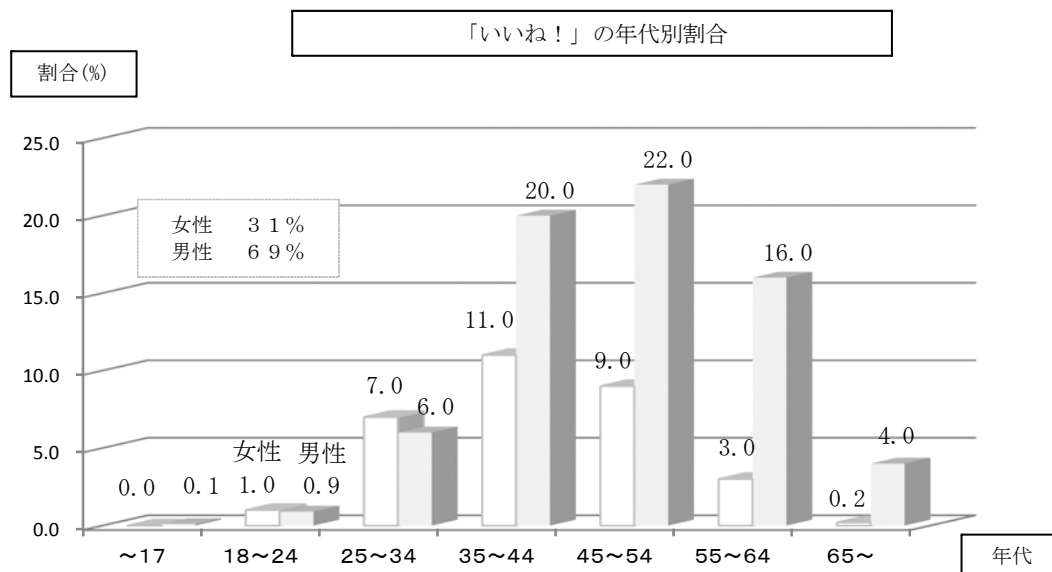
平成 26 年 2 月 4 日、新たな情報発信の手法としてソーシャル・ネットワーキング・サービス（公式 Facebook ページ）による情報発信を開始。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス投稿数及び登録会員数（平成26年3月末日現在）

（単位：件数、人）

投稿記事数	「いいね！」の数
26	436

【参考（「いいね！」の年代別比率）】



(注) 1. ラウンドの関係で、合計と小計が一致しない。
2. 年代別グラフの左側が女性、右側が男性を示している。

関係者との連携強化の取組

食品健康影響評価等の食品の安全に係る重要事項について消費者への情報の効果的な提供と情報の収集に資するため、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア関係者、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に勉強会や情報交換会等を定期的実施している。

(1)報道関係者との意見交換会

日時	平成25年6月26日	平成25年9月26日	平成26年1月21日
	17:00-18:00	17:00-18:00	17:00-18:00
対象	報道機関	報道機関	報道機関
テーマ	私達のからだに入るもの	甘くみているとあぶない？ 意外と知らない食中毒	実は食べている？ 自然界のメチル水銀
開催場所	食品安全委員会 中会議室	食品安全委員会 中会議室	食品安全委員会 中会議室
講演者	食品安全委員会 委員 山添 康	食品安全委員会 委員長 熊谷 進	食品安全委員会 委員 佐藤 洋
進め方	講演者から、トランス脂肪酸、また物質による体内への吸収のされ方の違い等に関する基礎的な科学的知見について説明を行った。その後、質疑応答に30分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。	講演者から、食品中の微生物の動態等と食中毒に関する基礎的な科学的知見について説明を行った。その後、質疑応答に30分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。	事務局から、マラチオンの事件等について経緯、食品安全委員会の取組や、最近の主な食品健康影響評価の例について説明を行った。その後、講演者から水銀についての基礎的な説明を行い、質疑応答を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	・コレステロールは、高校や大学で生物の授業を履修していない一般の方には、「リスクのかたまり」という認識であり、そのために食事のバランスを欠いているというのが現状。そういった人々に正しい知識をどう伝えていくのがよいか。 ・水溶性が高いから吸収がよいといった表現はどう思うか。また、人間の体内の細菌の働きにより、トランス脂肪酸が増加するといったことはないのか。 ・人間の体はかなり合理的にできていると思っているが、どのようなメリットがあるのでコレステロールがリンパ管に直接入るといった仕組みになっているのか。 ・たとえば厚労省のHPでは「バランスよく食事することが大事」と書いているが、栄養素を単体で摂取することと食事で摂ることの違いはあるか。 ・生物・化学を専攻していたので問題なく理解できたが、やや専門的すぎたのではないか。	・腸管出血性大腸菌、カンピロバクターなどの発症の個人差のメカニズムや、菌に対する耐性獲得がありえるのか、教えていただきたい。 - 例えば、鳥刺しをよく食べる熊本県の方はカンピロバクターの抗体を持っているから大丈夫というような話を聞くがどうか。 ・リステリア属菌やエルシニア属菌は必ず乳肉などにいるのか。 ・食中毒の定義は各国間で差があるか。化学物質による食中毒とはどんなものがあるのか。TPPの結果、食中毒の原因となる食材の輸入が増えるのではないか。 ・O157などが数個で感染、とは、一食当たりの数か、食品1gあたりの数なのか、またそのカウント方法について簡単に教えていただきたい。 ・食中毒、疾病の区別はあるか。 ・コレラも食中毒か。また、先ほど耐性の質問があったが、コレラについては耐性を持つ者が現にいるのではないか。コレラは、昔は非常に症状の重い疾病であったが、今は症状が軽くなっているように感じる。他の菌やウイルスでも同様か。 ・食の安全を伝える場合、実は内容を知らないのは報道者だったりするのではないかと反省するときがある。知っていると思っている食中毒についてわかりやすくご説明いただいた。	・メチル水銀の毒性は、どの程度分かっているのか。 ・昔、寿司の摂食量などの発表があったが、今の基準はその頃のものから変わったのか。 ・水銀については、いまだに水俣病のイメージが大きい。胎児への影響が指摘されたが、何代くらいに渡って影響するのか。その下の代にも影響があるのか。 ・髪の毛の水銀濃度が2ppmであれば、心配なくてよいのか。 ・煮る、焼く等の食べ方によって水銀の摂取量は変わるのか。 ・メチル水銀の解説がわかりやすくよかった。 ・地方新聞は人手が少ないため、こういったセミナーにはなかなか参加できないが、とても参考になった。地方新聞への情報を届けるには共同通信などをうまく利用してほしい。 ・今日の事務局からの説明で、マラチオンの事件の時に、食品安全委員会がお知らせ等を出し、積極的に対応していたことを初めて知った。今後、このような緊急時対応を行ったことを知らせていただきたい。緊急連絡網のようなものを整備してほしい。
参加者	14名	14名	16名

(2)消費者団体との情報交換会

日時	平成25年7月25日	平成25年10月25日	平成26年3月4日
	10:00～12:00	9:30～11:30	10:00～12:00
対象	消費者団体	消費者団体	消費者団体
テーマ	私達のからだに入るもの	実は食べてる？～自然界のメチル水銀～	甘くみていると危ない？～意外と知らない食中毒～
開催場所	食品安全委員会 委員長室	食品安全委員会 委員長室	食品安全委員会 委員長室
講演者	食品安全委員会 委員 山添 康	食品安全委員会 委員 佐藤 洋	食品安全委員会 委員長 熊谷 進
進め方	事務局から平成25年度の活動状況の報告後、講演者がトランス脂肪酸、また物質による体内への吸収のされ方の違い等に関する基礎的な科学的知見について説明を行った。 その後、質疑応答に60分程度の時間をとり、参加者との情報交換を行った。	講演者から水銀についての基礎的な科学的知見について説明を行った。 その後、質疑応答に60分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者が応答した。	事務局から平成25年度の活動状況の報告後、講演者が食品中の微生物の動態等と食中毒に関する基礎的な科学的知見について説明を行った。 その後、質疑応答に60分程度の時間をとり、参加者との情報交換を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	・今回のお話の結論は、バランスの良い食事が大事ということであるが、油の多いものをおいしいと感じる人が多く、外食、中食では油の多いものが多いことから、高血圧や肥満などのリスクがあるが、節制しようとするより、脂肪がつきにくい、燃焼するなどをうたった健康食品や機能性食品に頼る風潮があり、何とかしたいと思っている。 ・自分自身が健康診断で高脂血症と診断されており、今回の講義で、体質的にコレステロールを取り込みやすいのかな、気を付けようと思ったが、日常生活で取り込んだ脂肪を出すために気を付けるようなことはあるか。 ・脂肪がつきにくいなどの広告は本当なのか。 ・トランス脂肪酸については、メーカーの努力により、製品全体からはかなり少なくなっているが、メーカーによって含有率に差があるが問題はないのか。 ・連続講座はよい取組であり、活動状況報告の中で触れてもよかった。今回のお話を聞いて、メーカー側が努力していることもありふつうの生活をしていれば、問題がないことがわかった。ただ、脂肪が2分の1のファットスプレッドを使用しても、物足りなくて量を2倍使用すれば一緒。トランス脂肪酸があるからマーガリンが悪くて、不飽和脂肪酸が多いことから、バターが良いというわけでない。	・大変勉強になった。妊婦さんの魚からの水銀摂取については、平成15年の「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」(厚生労働省)は、準備が十分でなく、混乱をきたしたが、その後の平成17年の食品安全委員会の健康影響評価とそれに伴う注意事項の見直しの際の情報提供は成功例と感じている。とても丁寧な情報の出し方で、自治体、医者、魚を売る立場の方も意識が一緒であったからうまくいったのではないと思う。 ・メチル水銀は怖いものと感じていたが、説明を聞いてよく分かった。化学物質は様々なものに利用されていて、日常生活に便利だが、排水等の管理をしっかりとしていけないといけないと強く思った。また、バランスよく食べることが大事であることが分かった。問題が起こったときの報道でなく、冷静に化学物質等のことについて知る機会が国民にとって必要だと思った。 ・私は魚が好きで毎日の食生活を考える上で大変勉強になった。食品安全委員会のホームページに掲載されているメチル水銀のリスク評価を見たが、大変分かりやすく書かれていた。水銀に関する水俣条約は国民に対してメチル水銀の情報を発信する良い機会になると思う。 ・メチル水銀は公害で魚が汚染されたものという印象が強かったが、火山や地殻から出てくる水銀もあるとわかり、全体像が理解できて良かった。	・今年の冬もノロウイルスで浜松などで非常に多くの人たちが苦しんだが、本人が症状のない状態で調理したりしてウイルスをまいてしまったと思う。昔は、カキなどが犯人だと思っていたが、今は必ずしもそうでない。ヒトからヒトへの感染がとて増えている印象である。このことへの対策はあるか。 ・浜松の学校給食で、パンの検品をしたために付いてしまったということを知ると戦々恐々となる。しかし、今のところ他では出ていないということは、他は徹底した手洗いなどを行っているということか。 ・黄色ブドウ球菌やボツリヌス菌は食品で毒素を作るのか。 ・胃腸障害でなく神経障害もあるとのことだが、神経障害とは何か。 ・ノロウイルスの食中毒の発生状況が大きく変動している。様々な対策を徹底しているのに、これだけ出ているということは悔むことはできない。 ・夏場だとカレーでウェルシュ菌の食中毒がある。なるべく早く冷まして冷蔵庫に入れておけばよいが、その過程が長くかかるので、つい放置して菌が発生してしまう。再加熱してもダメ。 ・ヒジキにはヒ素が多く含まれているので食べないようになどと海外では言われているが、こちらで評価したものを国際的にやりとりしたことはあるか。
参加者	主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本生活協同連合会	主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本生活協同連合会	主婦連合会、消費科学センター、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本生活協同連合会

平成 25 年度に開催した意見交換会

番号	日付	開催地	意見交換会名	共催団体
1	4月23日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～	
2	4月25日	大阪府	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～	
3	5月21日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～	3府省
4	5月24日	神戸市	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～	3府省
5	7月3日	東京都	国際共同シンポジウム	
6	7月24日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第1回) ①	
7	7月24日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第1回) ②	
8	8月1日	京都府	食品に関するリスクコミュニケーション「食品 中の放射性物質対策に関する説明会」	4府省
9	8月2日	大分県	食品安全委員会in大分県 地域の指導者を 対象としたフォーラム～腸管出血性大腸菌 による食中毒を学ぼう～	
10	8月8日	東京都	ジュニア食品安全委員会	
11	8月27日	佐賀県	食品安全委員会in佐賀県 食品に関するリ スクコミュニケーション～地域の指導者を対 象としたフォーラム(食中毒の予防)～	
12	8月28日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第2回) ①	
13	8月28日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第2回) ②	
14	9月10日	沖縄県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明 会～	4府省

15	9月20日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明 会～	4府省
16	9月25日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第3回) ①	
17	9月25日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第3回) ②	
18	10月4日	宮城県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食の安全安心セミナー(食品中の放射性 物質に関する説明会)～	4府省
19	10月8日	愛知県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明 会～	4府省
20	10月15日	群馬県	食品安全委員会 in 群馬県 ～地域のオピ ニオンリーダーとの意見交換会(トランス脂 肪酸)～	
21	10月18日	北海道	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明 会～	4府省
22	10月23日	山形県	食品安全委員会in山形県～地域の指導者 を対象としたワークショップ～食中毒の予防 に向けて～	
23	10月30日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第4回) ①	
24	10月30日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析) 講座連続講座―(第4回) ②	
25	10月31日	北海道	食品安全委員会 in 北海道 ～地域のオピ ニオンリーダーとの意見交換会(遺伝子組 換え食品)～	
26	11月6日	下関市	ジュニア食品安全ゼミナール	
27	11月8日	鳥取県	食品安全委員会in鳥取県地域の指導者を 対象としたフォーラム～ノロウイルス食中毒 の予防と対策～	
28	11月9日	いわき市	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明 会～	4府省

29	11月13日	西宮市	食品安全委員会 in 西宮市 ～地域の指導者を対象としたフォーラム～食中毒について考えよう	
30	11月15日	豊田市	ジュニア食品安全ゼミナール	
31	11月22日	東京都	食品安全委員会セミナー「ヒ素に関する最新知見について」	
32	11月27日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析)講座連続講座―(第5回) ①	
33	11月27日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析)講座連続講座―(第5回) ②	
34	11月29日	松山市	ジュニア食品安全ゼミナール	
35	12月4日	奈良県	ジュニア食品安全ゼミナール	
36	12月11日	岩手県	食品安全委員会 in 岩手県 地域の指導者を対象としたフォーラム ～ノロウィルスによる食中毒を学ぼう～	
37	12月13日	大分県	ジュニア食品安全ゼミナール	
38	1月15日	高知県、高知市	食品安全委員会 in 高知 地域のオピニオンリーダーとの意見交換会 ～食品のリスクと食生活～	
39	1月23日	北海道	食品安全委員会 in 北海道 地域の指導者を対象としたフォーラム ～遺伝子組換え食品を知ろう～	
40	1月23日	滋賀県	食品安全委員会 in 滋賀 地域のオピニオンリーダーとの意見交換会～食中毒～	
41	1月28日	愛知県	食品安全委員会 in 愛知県 ～地域の指導者を対象としたフォーラム～食品添加物について	
42	1月29日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析)講座連続講座―(第6回) ①	
43	1月29日	東京都	食品を科学する―リスクアナリシス(分析)講座連続講座―(第6回) ②	
44	1月31日	熊本県	食品安全委員会 in 熊本県 食品のリスクを考えるフォーラム～食品添加物を知ろう！～	
45	2月13日	豊田市	食品安全委員会 in 豊田市 地域の指導者を対象としたフォーラム～食の安全・安心	

			を考えるフォーラム～	
46	2月18日	福井県	食品安全委員会 in 福井県 食品のリスク を考えるフォーラム～食品添加物について 考えよう！～	
47	2月27日	神戸市	食品安全委員会 in 神戸市 地域の指導者 を対象としたフォーラム～食中毒について学 ぼう～	
48	3月7日	豊橋市	食品安全委員会 in 豊橋市 地域の指導者 を対象としたフォーラム ～もっと知りたい！ 食品添加物のこと～	
49	3月13日	さいたま 市	食品安全委員会inさいたま市 食品のリス クを考えるフォーラム ～知ろう、防ごう、食 中毒！～	
50	3月18日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション～食 品中の放射性物質に関する現状と今後の 取り組み～	4府省

参考：4府省：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会
3府省：厚生労働省、消費者庁、食品安全委員会

地方公共団体との共催による意見交換会実施概要（平成25年度）

	テーマ	開催日	地方公共団体	形態（形式）	参加者数 （定員）	アンケート結果より	
						理解度 （参加前より理解 が深まったとの回 答割合）	満足度
1	食中毒	8/2	大分県	地域の指導者を対象としたフォーラム	19名 （50名）	89%	95%
2		8/27	佐賀県	地域の指導者を対象としたフォーラム	27名 （40名）	100%	100%
3		10/23	山形県	地域の指導者を対象としたワークショップ	28名 （30名）	96%	77%
4		11/8	鳥取県	地域の指導者を対象としたフォーラム	38名 （40名）	87%	84%
5		11/13	西宮市	地域の指導者を対象としたフォーラム	26名 （30名）	76%	88%
6		12/11	岩手県	地域の指導者を対象としたフォーラム	30名 （30名）	74%	83%
7		1/23	滋賀県	地域のオピニオンリーダーとの意見交換会	5名 （11名）	60%	100%
8		2/27	神戸市	地域の指導者を対象としたフォーラム	33名 （40名）	84%	81%
9		3/13	さいたま市	食品のリスクを考えるフォーラム	21名 （30名）	83%	89%
10	食品添加物	1/28	愛知県	地域の指導者を対象としたフォーラム	23名 （40名）	87%	87%
11		1/31	熊本県	食品のリスクを考えるフォーラム	34名 （40名）	90%	74%
12		2/18	福井県	食品のリスクを考えるフォーラム	45名 （40名）	93%	72%
13		3/7	豊橋市	地域の指導者を対象としたフォーラム	24名 （30名）	76%	86%
14	トランス 脂肪酸	10/15	群馬県	地域のオピニオンリーダーとの意見交換会	16名 （21）	81%	100%
15		1/5	高知県	地域のオピニオンリーダーとの意見交換会	11名 （20）	82%	100%
16	遺伝子組換 え食品	10/31	北海道	地域のオピニオンリーダーとの意見交換会	9名 （9名）	89%	78%
17		1/23	北海道	地域の指導者を対象としたフォーラム	35名 （30名）	50%	53%
18	ゼロリスク	2/13	豊田市	地域の指導者を対象としたフォーラム	26名 （30名）	92%	88%
平均値						83%	85%

参加者から寄せられた質問・意見の例

○食中毒

・「生食」のリスクが高いことは分かったが、「加熱殺菌」＝「美味しくない」「生」＝「美味しい」という意識もあると思う。食品衛生法の基準見直しを検討することも必要ではないかと感じた。

・ノロウイルスに対しては行政の取組がやや曖昧に思う。ノロの食中毒が発生した場合は企業として大きな損失になるため、食品事業者は大きなリスクを抱えている。また、地域の住民にも大きな影響がある。対策を消費者や事業者の判断に任せるのではなく、社会問題としての一つのルールや見解が必要。例えば、ノロの検便には行政が費用を補充するとかの対策が必要ではないか。

・食中毒には関心があったが、まとまって話が聞けて良かった。普段の生活の中で食材の保存や調理の加熱をしっかりとしないといけないと思った。また体調管理も重要。お肉の生食は危ないことというのが分かった。

○食品添加物

・食品添加物は危険なものと思い込んでいたが、市場に出回っているものは安全であるという認識が変わった。また、量が人体への影響を考えた時に重要であるということが学べた。ただ、人によって食べる量はまちまちなのでそのときの影響については疑問が残った。

・添加物が安全だということは分かったが、検査は大事だと思った。

・添加物は食品には欠かせないものであり、メリットもあると思います。今は選択できるので、食品として成り立たないものは使用してそれ以外は必要としないと考えたい。一般にもっと情報を発信する機会を設けていただきたい。

○トランス脂肪酸

・「トランス脂肪酸は怖いもの」というイメージが先行しています。もっと一般の方に分かりやすく理解してもらう情報発信が必要。また、バランスの良い食事が大切ということを強調すべき。

・トランス脂肪酸は、マーガリン、ファットスプレッド、ショートニングというイメージだったが、食用植物油にも含まれていることを初めて知った。何事にも偏ることなくバランス良く摂取することが大切だと思った。

○遺伝子組換え食品

・遺伝子組換えについて改めて考える良い機会になった。安全のものを開発して欲しい。

・GM食品については表示が問題。例えば「遺伝子組換えです」という表示がないし、5%未満の混入を表示していないなどの問題がある。

○ゼロリスク

・日頃から食の安全については意識をしているつもりだが、まだまだ知らないことが多いということを痛感した。食の安全の大切さを感じ、これからも情報を得る努力をしようと思った。

食品を科学するーリスクアナリシス（分析）講座ー
講座テーマと内容

参考4-7

講座テーマ/内容		講演者
第1回	「食べ物の基礎知識 ～食品の安全と消費者の信頼をつなぐもの～」	村田容常委員
H25/7/24	ヒトは食べ物を食べなければ生きられません。一方で、100%安全な食べ物はありません。食べ物が持つリスクと私たちはどのように付き合っていけばいいのか、委員と共に探ります。	
第2回	「農薬を考えよう ～野菜や果物をおいしく食べるため～」	三森国敏委員
H25/8/28	おいしい野菜や果物を、たくさん生産するために登場した農薬。害虫や雑草に効果を発揮する農薬は、人体にも影響があるのではないかと、不安に感じるかもしれません。農薬の安全な活用のために、どのような仕組みがあるのか、科学的な方法から迫ります。	
第3回	「食べたものはどこに行く？」	山添康委員
H25/9/25	口から食べた食べ物は、からだの中で分解され、栄養成分などの物質として巡ります。トランス脂肪酸などを例に医薬品と比較しながら、からだの中に入った成分がどのように作用するのか、その有効性と毒性について学びます。	
第4回	「甘くみていると危ない？ ～意外と知らない食中毒～」	熊谷進委員長
H25/10/30	ニュースでよく聞く食中毒。誰もが知っているようで、実はたくさん原因物質があり、汚染源や食中毒が起こる仕組み、予防法も異なります。食中毒予防を、生産から消費までの段階で実現するために、リスク評価が担う役割についてお話しします。	
第5回	「実は食べている？ ～自然界のメチル水銀～」	佐藤洋委員
H25/11/27	自然界には天然の有害物質が存在しています。有害物質は環境の中で循環し、時に特定の生き物のからだの中で濃縮し、それを食べたヒトに影響が及ぶことがあります。メチル水銀の事例をもとに、環境中の避けられない毒とどのように向き合うのか考えます。	
第6回	「食品のリスクマネジメント@キッチン」	石井克枝委員
H26/1/29	洗う、切る、加熱する等、調理にはおいしくするためだけでなく、食材を安全に食べられるようにするという重要な意味があります。キッチンからリスク管理のポイントとなるハザード（危害要因）について考え、キッチンにおいて食品のリスクを減らす方法について一緒に考えます。	

食品安全委員会主催による意見交換会の実施概要 (評価案件に関するもの)

食品安全委員会では、食品健康影響評価のうち、国民の関心が高い審議結果案について、意見・情報の募集(パブリックコメント)期間中に講演方式による意見交換会を開催している。

日時	平成25年4月23日(火) 10:00～12:00
テーマ	牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②について ～我が国の検査月齢の引き上げについて～
開催場所	東京(食品安全委員会 会議室)
講演者	食品安全委員会プリオン専門調査会 座長 酒井 健夫
進め方	事務局から評価の経緯、意見交換の進め方について説明後、講演者が評価案の概要について説明を行った。 意見交換は、それぞれ50分程度の時間を取り、参加者の発言に講演者が応答した。 また事務局からは、適宜、質疑に関係した評価書案の記載箇所を紹介するなどの情報提供を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	・と畜場でのSRM(特定危険部位)の管理はどのようになっているのか。 ・TPP関係により、海外の緩い安全基準に国内のものが合わせられることを消費者は危惧している。 ・非定型BSEの原因がはっきりしていないのに月齢の引き上げを立て続けに行うことへの不安は大きい。 ・48か月齢以下での数%のもののリスクを排除するのはおかしい。その少ないものの対応こそすべき。 ・国内での全頭検査は、TPPに参加すれば非関税障壁となる。30か月齢への引き上げ直後でしっかりとした検証もされていないままでの、48か月齢へのさらなる引き上げについては反対である。 ・現在行っている飼料規制や肉骨粉利用等の各種対策の実施について、今回の評価を受けてどのように変わっていくのか。
参加者	85名(食品関連事業者31名、消費者団体13名、生産者9名、行政関係者25名、その他7名)
充足率	56.6%(参加者数/募集人数)
意見交換会満足度	78.1%(「十分満足した」+「ほぼ満足した」/アンケート回答数)

食品安全委員会主催による意見交換会の実施概要 (評価案件に関するもの)

食品安全委員会では、食品健康影響評価のうち、国民の関心が高い審議結果案について、意見・情報の募集（パブリックコメント）期間中に講演方式による意見交換会を開催している。

日時	平成25年4月25日（木） 14:30～16:30
テーマ	牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②について ～我が国の検査月齢の引き上げについて～
開催場所	大阪（大阪市立男女共同参画センター東部館＜クレオ大阪東＞ ホール）
講演者	食品安全委員会プリオン専門調査会 座長 酒井 健夫
進め方	事務局から評価の経緯、意見交換の進め方について説明後、講演者が評価案の概要について説明を行った。 意見交換は、それぞれ50分程度の時間を取り、参加者の発言に講演者が応答した。 また事務局からは、適宜、質疑に関係した評価書案の記載箇所を紹介するなどの情報提供を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	・非定型BSEについては、発生のメカニズムがはっきりしていないのに、過去のデータのみでリスクがほとんどないといえるのか。 ・SRMの肥料への使用について、牛が食べるリスクがないとは言い切れないと思うが、リスクを高める方向への判断には丁寧な説明が必要だと考える。 ・発生件数が少ないことをもってリスクが無視できるという判断は納得できない。例外的事例や数%の事例についても検証し、根絶まで対策をしてほしい。 ・検査対象月齢について48か月齢ではなく、72か月齢等にさらに引き上げる等の議論もあったかと思う。月齢引き上げ等の今後の検討スケジュールを教えてください。 ・30か月齢への引き上げ直後でしっかりとした検証もされていないままでの、48か月齢へのさらなる引き上げについては反対である。TPPのためではないかと思ってしまう。 ・飼料規制について、生産、流通ルートでの管理実態がわかっていないのに問題ないと言い切っているのか。
参加者	81名（食品関連事業者16名、消費者団体14名、行政関係者47名、その他4名）
充足率	40.5%（参加者数／募集人数）
意見交換会満足度	78.5%（「十分満足した」＋「ほぼ満足した」／アンケート回答数）

(1) 食品中の放射性物質対策に関する説明会(平成25年度)

食品中の放射性物質については、平成23年10月27日に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価をふまえ、厚生労働省において新たな基準値が設定され、平成24年4月1日から施行されている。

この新たな基準値や食品健康影響評価等に対する理解を深めるため、食品安全委員会と消費者庁・厚生労働省・農林水産省は共催で、各地で「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催している。説明会で使用した資料等は順次ホームページに掲載している。

	開催日	開催地	参加者数 (定員)	説明の理解度 (理解できた＋ ほぼ理解できた)	説明会の前後で放射性 物資に対する考えが変 わったと答えた方の割 合 (変わった＋ すこし変わった)
1	8月1日	京都府	168名 (200名)	91%	37%
2	9月10日	沖縄県	103名 (100名)	79%	46%
3	9月20日	東京都	183名 (200名)	94%	39%
4	10月4日	宮城県	150名 (200名)	79%	43%
5	10月8日	愛知県	88名 (150名)	90%	31%
6	10月18日	北海道	97名 (140名)	86%	41%
7	11月9日	福島県 (いわき市)	88名 (150名)	87%	42%
8	3月18日	東京都	186名 (200名)	94%	35%

平均値	87%	39%
-----	-----	-----

食の安全ダイヤルの取組

「食の安全ダイヤル」で一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、Q & A を作成してホームページに掲載している。

○問い合わせ件数 783 件（平成 26 年 3 月末時点）

（内訳）

- ・ 委員会の運営に関すること 104 件
（委員会や専門調査会の会合、ホームページ、メルマガ等について）
- ・ リスク評価に関すること 136 件
（評価の方法、評価やファクトシートの内容等について）
- ・ リスク管理に関すること 521 件
（食品表示、衛生管理、規格基準等について）
- ・ その他 22 件

地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣

地方公共団体等が実施する意見交換会等に、依頼に応じて、食品安全委員会委員又は事務局職員を派遣し、リスク分析の考え方や食品安全委員会の役割と活動等に関する講演等を実施。

○平成 25 年度の実績 90 件

(委員対応 14 件、事務局職員対応 76 件)

<依頼者の内訳>

・ 地方公共団体	52 件
・ 他省庁、独立行政法人	8 件
・ 大学、研究機関	11 件
・ 公益法人、生活協同組合等	17 件
・ 民間企業等	2 件

○食品安全委員会委員による講演等

月 日	講演会名	対応委員
5 月 15 日	ifia JAPAN2013 (第 18 回国際食品素材／添加物展・会議)、 HFE JAPAN2013 (第 11 回ヘルスフードエキスポ)	山添委員
6 月 1 日	日本薬学会東北支部 学術・市民講演会	山添委員
6 月 20 日	NPO 法人食科協 創立 10 周年記念講演会	熊谷委員長
8 月 1 日	日本食品衛生協会 第 38 回食品衛生懇話会	熊谷委員長
8 月 27 日	厚生労働省 平成 25 年度食品安全行政講習会	熊谷委員長
9 月 22 日	第 23 回日本医療学会年会公開市民講座	山添委員
11 月 6 日	NPO 法人食科協平成 25 年度公開講演会	佐藤委員
11 月 13 日	消費者大学講座	佐藤委員
11 月 22 日	日本食品衛生学会第 106 回学術講演会	熊谷委員長
11 月 26 日	(一社) 日本青果物輸入安全推進協会設立 30 周年記念講演会	熊谷委員長
11 月 28 日	日本環境変異原学会／微生物変異原性試験研究会 (JEMS/BMS 研究会) 第 50 回定例会	山添委員
11 月 29 日	日本防菌防黴学会・女性研究者の会 12 回学術講演会	熊谷委員長
12 月 14 日	平成 25 年度戦略的研究推進プログラム(拠点形成型) 次世代重点研究プログラム合同報告会・第 6 回分子生 物薬剤学セミナー	山添委員
2 月 4 日	平成 25 年度埼玉県環境科学国際センター講演会	佐藤委員

ジュニア食品安全ゼミナール（地方公共団体との共催）の実施概要

1 開催目的

- (1) 子供たちが食品の安全性について興味を持ち、楽しみながら、知識や理解を深め、冷静に判断する目を育む
- (2) 食品の安全性を守るためには何が必要なのか、その中で、食品安全委員会はどのような役割を果たしているかを広報する

2 平成25年度の実績

共催者	開催日時	協力校	参加人数
山口県下関市	平成25年11月 6日(水) 13:35～15:15	下関市立豊洋中学校	全校生徒158名＋保護者
愛知県豊田市	平成25年11月15日(金) 14:25～15:15	豊田市立前林中学校	3年生288名
愛媛県松山市	平成25年11月29日(金) 13:25～14:15	松山市立三津浜中学校	3年生189名
奈良県	平成25年12月 4日(水) 13:50～14:35	桜井市立桜井西中学校	1年生130名
大分県	平成25年12月13日(金) 14:30～15:20	別府大学付属明豊中学校	全校生徒112名

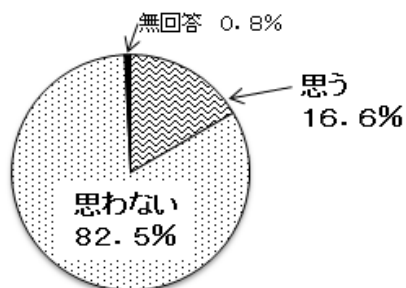
3 展開方法

- (1) 事前に参加者生徒全員にアンケートを実施(質問や疑問点の把握)
- (2) 事前に参加者生徒全員に副読本「科学の目で見える食品安全」を配布
- (3) 委員と意見交換をしてもらう生徒代表(10名程度)の選出を協力校に依頼
- (4) 開催日当日、副読本に関連したクイズを参加者全員に実施
- (5) 開催日当日、委員と生徒代表者らとの意見交換や質疑応答を実施
- (6) 参加者生徒全員に事後アンケート協力依頼(参加後の意識変化等の把握)

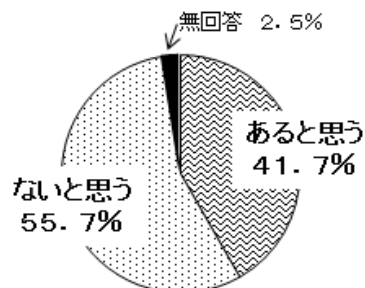
※参加される生徒の人数、学年、会場設備や開催時間などを考慮し、協力校との事前相談の上、具体的な展開を決定しています。

参加生徒に対する事前・事後アンケート結果(5中学校合計)

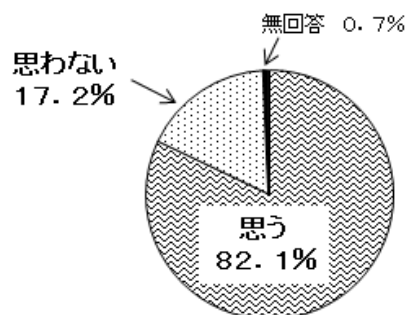
事前 安全な食品を選ぶための知識を十分持っていると思うか



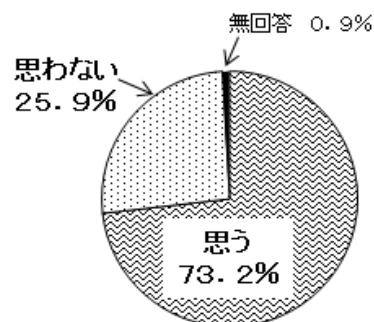
事前 体にまったく害のない食品はあると思うか



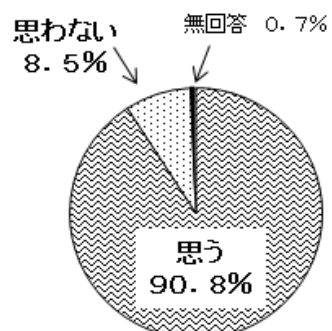
事後 農薬は安全な範囲で使用されていると思うか



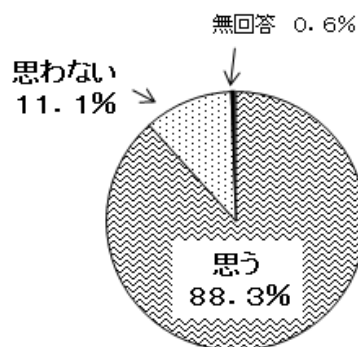
事後 今までの食中毒対策は不十分だったと思うか



事後 食品を買うとき、食品表示に書かれた情報を役立てたいと思うか



事後 食品の安全について、自分で判断するために必要な知識が身についたと思うか



外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について

(1) 外国政府機関への訪問

米国疾病管理予防センター（CDC）（米国） 平成26年3月20日～22日 佐藤委員
 目的：食品安全に関する意見交換・情報収集

(2) 国際機関の専門家会合への参加

① JECFA/JMPR

第77回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)（イタリア）	平成25年 6 月 3 日～14日	専門委員
第78回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)（スイス）	平成25年11月 5 日～14日	専門委員
FAO/WHO合同残留農薬専門家会合(JMPR)（スイス）	平成25年 9 月16日～27日	専門委員

② コーデックス

第45回残留農薬部会（中国）	平成25年 5 月 4 日～12日	事務局
第21回残留動物用医薬品部会（米国）	平成25年 8 月23日～ 9 月 1 日	事務局
第45回食品衛生部会（ベトナム）	平成25年11月11日～15日	事務局
第 8 回食品汚染物質部会（オランダ）	平成26年 3 月31日～ 4 月 4 日	事務局

③ O E C D

第28回農薬作業部会（フランス）	平成25年 4 月13日～21日	事務局
農薬作業部会農薬登録ステアリング会議（フランス）	平成25年10月 5 日～13日	事務局
第29回農薬作業部会（フランス）	平成26年 3 月30日～ 4 月 5 日	事務局

(3) 学会への出席

プリオン2013（カナダ）	平成25年 5 月25日～31日	専門委員、事務局
EUROTOX2013（スイス）	平成25年 8 月30日～ 9 月 6 日	山添委員
米国毒性学専門家協会（米国）	平成25年11月 2 日～ 8 日	事務局
フレゼニウス国際学会（ドイツ）	平成25年11月12日～16日	事務局
米国毒性学会（米国）	平成26年 3 月23日～27日	佐藤委員、専門委員、事務局

海外研究者等の招へいによる国際シンポジウムの開催

(1) 国際共同シンポジウム（7月3日（水））

①講演 食品健康影響評価に係る研究の最新動向

「暴露マージン（MOE）を用いたリスク評価方法」

講演者：ジョセフ・シュラッター博士（EFSA）

「腸管出血性大腸菌を含む食品由来病原菌の評価及び管理」

講演者：渡邊 治雄 所長（国立感染症研究所）

②講演 食品健康影響評価の国際的動向

「食品安全のためのリスク評価のこれまでとこれから

ー食品安全委員会の経験を踏まえて」

講演者：熊谷 進 委員長（食品安全委員会）

「国際的なリスク評価共同体の設立に向けて：ヨーロッパの視点」

講演者：ペール・バーグマン局長（EFSA）

「オーストラリアとニュージーランドの視点」

講演者：スティーブ・マッカチョン長官（FSANZ）

③シンポジウム「食品健康影響評価の今後」

パネリスト：スティーブ・マッカチョン長官（FSANZ）

ペール・バーグマン局長（EFSA）

釘田 博文代表（OIE アジア太平洋地域代表事務所）

食品安全委員会委員

(2) 食品安全委員会セミナー「ヒ素に関する最新知見について」

（11月22日（金））

・食品中の有機ヒ素に関する最新の知見

オーストラリア グラーツ大学：ケビン・フランチェスコーニ教授

・海産物におけるヒ素に関する知見について

水産大学校水産学研究科：花岡 研一教授

・食品中の無機ヒ素の健康影響について

化学物質・汚染物質専門調査会：圓藤 吟史専門委員

海外の食品安全機関との定期会合の開催

(1) 豪州・ニュージーランド食品基準機関(F S A N Z)との第1回定期会合

日時：平成25年7月2日

場所：食品安全委員会

(概要)

- ・ F S A N Zのマッカチョン長官を迎えて、第1回定期会合を開催した。
- ・ 熊谷委員長及びマッカチョン長官がそれぞれの機関の活動状況や運営計画について発表するとともに、食品中の放射性物質のリスク評価、リスクコミュニケーション、緊急時対応等といった個別案件について、情報交換を行った。
- ・ また、会議の最後には、引き続き協力文書に基づき連携関係を強化していくことを確認した。

(2) 欧州食品安全機関(E F S A)との第2回定期会合

日時：平成26年1月14、15日

場所：E F S A (イタリア パルマ)

(概要)

- ・ 食品安全委員会から、姫田事務局長をはじめ4名が出席し、E F S Aからは、ウール長官代理や各局の局長を含む約30名の職員が参加した。
- ・ 会議冒頭に、姫田局長及びウール長官代理がそれぞれの機関の運営計画について発表し、双方の組織の運営方法等について意見交換を行った。その後は、食品によるアレルギー、食品中のヒ素といった個別のリスク評価案件や、新たなリスク評価手法等について情報交換を行った。
- ・ また、協力文書の更新を含めた、今後の連携についても議論を行い、引き続き連携を強化していくことで合意した。

別 紙 1

平成 2 5 年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

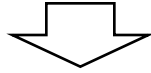
月	調 査 審 議 事 項
平成 2 5 年 6 月	○ 平成 2 4 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成 2 4 年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成 2 5 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成 2 5 年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
9 月	○ 平成 2 5 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
1 1 月	○ 平成 2 5 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成 2 5 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
平成 2 6 年 2 月	○ 平成 2 6 年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成 2 5 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成 2 5 年度の食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況等について ○ 平成 2 5 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成 2 6 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

平成25年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

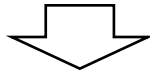
月	事 項
平成25年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
9月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成26年2月	○ 企画等専門調査会における審議（第3回絞込み） ・「自ら評価」の候補案件の決定 ○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件を決定する場合の関係者相互間における情報及び意見の交換について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集、意見交換会の開催等
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果等を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

平成26年度新規研究課題決定までのスケジュール

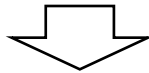
「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」を
適宜必要に応じ見直し（平成25年6月）



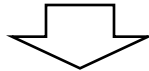
平成26年度研究領域の決定
（平成25年8月）



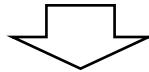
研究課題の募集
（平成25年9月）



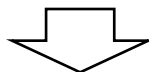
書面審査
（平成25年11月）



ヒアリング審査
（平成26年1月）



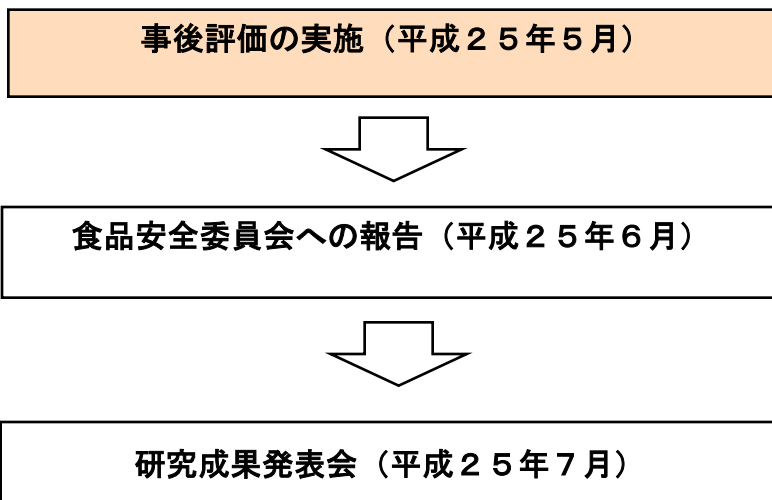
研究課題候補（案）の選定及び調査対象課題との調整
（平成26年2月）



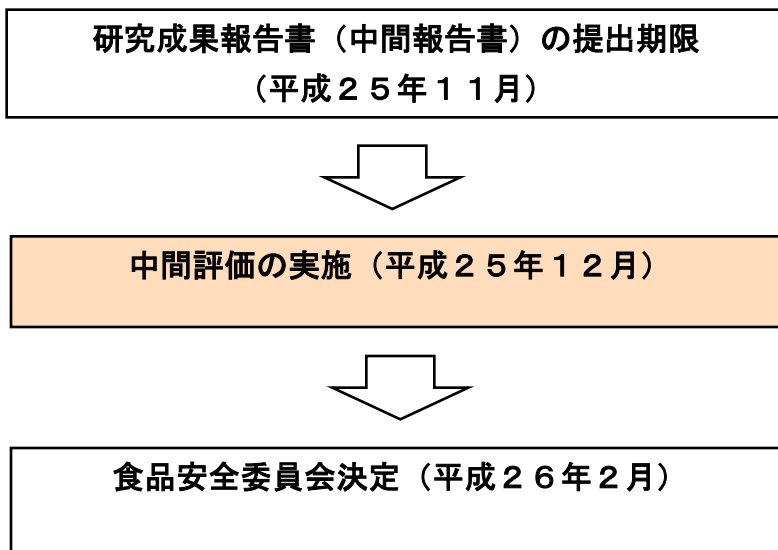
新規研究課題の食品安全委員会決定
（平成26年2月）

平成25年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成24年度に終了した課題の事後評価〕

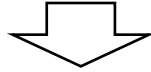


〔平成25年度に実施する課題の中間評価〕

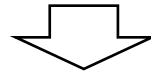


平成26年度に実施する調査課題の選定

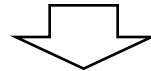
「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の見直し（平成25年6月）



平成26年度実施課題案の選定
（平成26年1月）



平成26年度実施課題案の選定及び研究課題との調整
（平成26年2月）



食品安全委員会決定
（平成26年2月）